

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年12月5日
【事業年度】	第107期（自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日）
【会社名】	花王株式会社
【英訳名】	Kao Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 澤田 道隆
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋茅場町一丁目14番10号
【電話番号】	03-3660-7111（代表）
【事務連絡者氏名】	会計財務部門 管理部長 山内 憲一
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋茅場町一丁目14番10号
【電話番号】	03-3660-7111（代表）
【事務連絡者氏名】	会計財務部門 管理部長 山内 憲一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

当社が平成25年1月より導入しました連結納税制度に関する平成24年12月期の繰延税金資産の計上処理に誤りが発見されました。

平成25年度当第4四半期において、当事業年度から始まる連結納税の申告準備をしている段階で、対象となる連結納税期間の取り違いによる誤りを発見し、繰延税金資産の計上額を修正する必要があることが判明しました。当社の会計監査人と協議し、平成24年12月期決算の当該繰延税金資産96億円の修正を決定いたしました。

この決算訂正により、当社が平成25年3月26日に提出した第107期（自平成24年4月1日至平成24年12月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

なお、連結財務諸表の記載内容にかかる訂正箇所についてはXBRLの修正も行いましたので、併せて修正後のXBRL形式のデータ一式（表示情報ファイルを含む）を提出いたします。

訂正後の連結財務諸表につきましては、有限責任監査法人トーマツの監査を受けており、監査報告書を添付しております。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

第2 事業の状況

1 業績等の概要

(1) 業績

7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

(1) 経営成績の分析

(2) 財政状態の分析

第4 提出会社の状況

3 配当政策

第5 経理の状況

監査証明について

1 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表

①連結貸借対照表

②連結損益計算書及び連結包括利益計算書

③連結株主資本等変動計算書

注記事項

(税効果会計関係)

(セグメント情報等)

(1株当たり情報)

(2) その他

①当連結会計年度における四半期情報等

監査報告書

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

なお、訂正箇所が多数に及ぶことから上記の訂正事項については、訂正後のみを記載しています。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第102期	第103期	第104期	第105期	第106期	第107期
決算年月		平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成24年12月
売上高	百万円	1,318,514	1,276,316	1,184,385	1,186,831	1,216,096	1,012,595
経常利益	〃	114,224	94,609	93,572	103,337	110,027	104,214
当期純利益	〃	66,562	64,463	40,507	46,738	52,435	<u>52,765</u>
包括利益	〃	—	—	—	25,558	41,395	<u>79,524</u>
純資産額	〃	584,709	554,194	575,294	539,564	549,704	<u>596,083</u>
総資産額	〃	1,232,601	1,119,676	1,065,751	1,022,799	991,272	<u>1,030,347</u>
1株当たり純資産額	円	1,070.67	1,017.19	1,054.31	1,013.05	1,031.08	<u>1,116.61</u>
1株当たり当期純利益	〃	122.53	120.25	75.57	87.69	100.46	<u>101.12</u>
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	〃	122.41	120.22	75.55	87.67	100.43	<u>101.08</u>
自己資本比率	%	46.6	48.7	53.0	51.7	54.3	<u>56.6</u>
自己資本利益率	〃	11.7	11.5	7.3	8.5	9.8	<u>9.4</u>
株価収益率	倍	23.1	16.0	31.4	23.7	21.6	<u>22.2</u>
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	180,322	121,597	172,285	151,299	125,032	97,357
投資活動によるキャッシュ・フロー	〃	△52,390	△43,156	△44,220	△31,778	△48,952	△44,641
財務活動によるキャッシュ・フロー	〃	△101,822	△64,705	△124,566	△87,323	△86,163	△32,028
現金及び現金同等物の期末残高	〃	112,636	110,565	117,180	143,143	129,737	160,435
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	人	32,900 (5,050)	33,745 (4,862)	34,913 (4,124)	34,743 (3,539)	34,069 (3,216)	33,350 (2,935)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません(以下も同様であります。)

2. 第107期は、決算期変更により当社及び3月決算会社であった連結対象会社につきましては、平成24年4月1日から平成24年12月31日の9か月間を連結対象期間としております(以下も同様であります。)

3. 従来、表示単位未満を切り捨てて記載しておりましたが、第107期より表示単位未満を四捨五入で記載しております。なお、比較を容易にするため、第106期以前についても四捨五入表示に組み替えて表示しております(以下も同様であります。)

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第102期	第103期	第104期	第105期	第106期	第107期
決算年月		平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成24年12月
売上高	百万円	734,307	732,139	714,489	716,314	724,531	567,402
経常利益	〃	85,473	78,877	88,157	98,338	93,148	81,563
当期純利益	〃	48,877	46,721	51,115	70,443	54,030	54,555
資本金	〃	85,424	85,424	85,424	85,424	85,424	85,424
発行済株式総数	千株	549,444	540,144	540,144	540,144	526,213	526,213
純資産額	百万円	493,964	510,106	531,469	540,485	564,095	586,537
総資産額	〃	994,160	969,062	930,685	932,678	933,596	956,792
1株当たり純資産額	円	919.25	949.11	988.57	1,031.96	1,077.51	1,120.29
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配 当額)	〃 (〃)	54.00 (27.00)	56.00 (28.00)	57.00 (28.00)	58.00 (29.00)	60.00 (29.00)	62.00 (31.00)
1株当たり当期純利益	〃	89.88	87.06	95.26	132.03	103.41	104.44
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益	〃	89.79	87.04	95.24	131.99	103.37	104.39
自己資本比率	%	49.6	52.6	57.0	57.8	60.3	61.2
自己資本利益率	〃	9.8	9.3	9.8	13.2	9.8	9.5
株価収益率	倍	31.4	22.0	24.9	15.7	21.0	21.5
配当性向	%	60.1	64.3	59.8	43.9	58.0	59.4
従業員数	人	5,742	5,854	5,908	5,924	5,933	6,052

(注) 第107期は、決算期変更により、平成24年4月1日から平成24年12月31日の9か月間となっております。

2 【沿革】

明治20年6月	洋小間物商長瀬富郎商店として発足。 ——（創業）
明治23年10月	「花王石鹼」を発売。
大正11年11月	吾嬬町工場（現東京工場）完成。
大正14年5月	花王石鹼株式会社長瀬商会設立。
昭和10年3月	大日本油脂株式会社を分離独立。
昭和15年5月	日本有機株式会社を日本橋馬喰町で設立。 ——（会社設立年月）
昭和15年9月	日本有機株式会社酒田工場（現酒田工場）完成。
昭和19年12月	大日本油脂株式会社和歌山工場（現和歌山工場）完成。
昭和21年10月	花王石鹼株式会社長瀬商会を株式会社花王と改称。
昭和24年5月	日本有機株式会社を花王石鹼株式会社と改称。東京証券取引所の市場第一部に上場。
12月	大日本油脂株式会社と株式会社花王が合併し花王油脂株式会社と改称。
昭和29年8月	花王石鹼株式会社と花王油脂株式会社を吸収合併。
昭和32年12月	和歌山工場に合成洗剤工場完成。
昭和35年3月	大阪証券取引所の市場第一部に上場（平成15年3月上場廃止）。
昭和38年3月	川崎工場完成。
昭和39年9月	タイに Kao Industrial (Thailand) Co.,Ltd. を設立。
12月	台湾に Kao (Taiwan) Corporation を設立。
昭和40年4月	和歌山工場内に産業科学研究所（和歌山研究所）完成。
7月	シンガポールに Kao (Singapore) Private Limited（現 Kao Singapore Private Limited）を設立。
昭和42年8月	東京工場内に東京地区研究所（東京研究所）完成。
昭和45年3月	香港に 花王（香港）有限公司を設立。
11月	スペインに Sinor-Kao S.A. を設立。
昭和49年11月	花王クエーカー(株)を設立。
昭和50年3月	メキシコに Quimi-Kao S.A. de C.V. を設立。
12月	栃木工場完成。
昭和52年1月	フィリピンに Pilipinas Kao, Inc. を設立。
昭和53年2月	愛媛サニタリープロダクツ(株)を設立。
3月	栃木工場内に栃木研究所完成。
昭和54年5月	スペインに Molins-Kao S.A. を設立。
昭和55年4月	鹿島工場完成。
昭和59年4月	豊橋工場完成。
昭和60年2月	インドネシアの P.T. Dino Indonesia Industrial, Ltd.（現 P.T. Kao Indonesia）に資本参加。
9月	花王化粧品販売会社を全国9ヶ所に設立し、化粧品（ソフィーナ）事業を日本全国に展開。
10月	「花王石鹼株式会社」から「花王株式会社」へ商号変更。
昭和61年5月	カナダの Didak Manufacturing Limitedを買収し、情報関連事業に本格的に進出。
10月	ドイツに Guhl Ikebana GmbHを設立。
昭和62年7月	アメリカの High Point Chemical Corporationを買収。
8月	Sinor-Kao S.A. とMolins-Kao S.A. を合併し、スペインに Kao Corporation S.A. を設立。
昭和63年4月	シンガポールに KAO (Southeast Asia) Pte.Ltd.（現 Kao Singapore Private Limited）を設立。
5月	アメリカの The Andrew Jergens Company（現 Kao USA Inc.）を買収。
7月	マレーシアに Fatty Chemical (Malaysia) Sdn.Bhd. を設立。
平成元年5月	ドイツの Goldwell AG（現 Kao Germany GmbH）を買収。
10月	全国9ヶ所の化粧品販売会社を統合し、花王化粧品販売(株)を設立。
平成4年10月	ドイツの Chemische Fabrik Chem-Y GmbH（現 Kao Chemicals GmbH）を買収。
平成5年8月	中国に 上海花王有限公司を設立。

平成11年3月	情報関連事業から撤退。
4月	全国各地の家庭用製品の販売会社8社が合併（花王販売㈱）。
8月	スペインに 欧州工業用製品事業の統轄会社として Kao Chemicals Europe, S.L. を設立。
12月	アメリカに 米州工業用製品事業の統轄会社として Kao Chemicals Americas Corporationを設立し、それに伴い High Point Chemical Corporationを清算。
平成14年3月	ドイツの Goldwell GmbH（現 Kao Germany GmbH）を通じて、KMSリサーチ社（KMS Research, Inc. 他）を買収。
6月	中国事業の持株会社として 花王（中国）投資有限公司を設立。
9月	アメリカの The Andrew Jergens Company（現 Kao USA Inc.）を通じて、ジョン・フリーダ社（John Frieda Professional Hair Care, Inc. 他）を買収。
平成15年3月	中国に 花王（上海）産品服務有限公司を設立（上海花王有限公司から販売機能を分離）。
平成16年7月	株式交換により花王販売㈱を完全子会社化。
10月	当社と花王販売㈱の業務品事業をそれぞれ会社分割し、既存の花王クリーン アンド ビューティ㈱に承継させ、同社を「花王プロフェッショナル・サービス株式会社」に商号変更。
平成17年7月	英国の Kao Prestige Limitedを通じて、モルトン・ブラウン社（Molton Brown Limited他）を買収。
平成18年1月	㈱カネボウ化粧品株式を取得し、同社及びそのグループ会社を子会社化。
平成19年4月	花王販売㈱と花王化粧品販売㈱が合併し、「花王カスタマーマーケティング株式会社」に商号変更。
平成21年7月	ドイツの Kao Corporation GmbHを通じて、ライカルト社（Reichardt International AG）の工場（生産設備等）を取得。
平成23年4月	中国に 花王（合肥）有限公司を設立。
6月	和歌山工場内に「エコテクノロジーリサーチセンター」（ETRC）完成。
平成24年4月	中国に 花王（上海）化工有限公司を設立。

3 【事業の内容】

当社及び関係会社（子会社108社、関連会社9社により構成）は、コンシューマープロダクツ事業製品、ケミカル事業製品の製造、販売を主な事業としているほか、これらに附帯するサービス業務等を営んでおります。

事業の内容と当社及び関係会社の当該事業における位置付けは次のとおりであります。

なお、下記の事業は「その他」を除き、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（セグメント情報等）」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

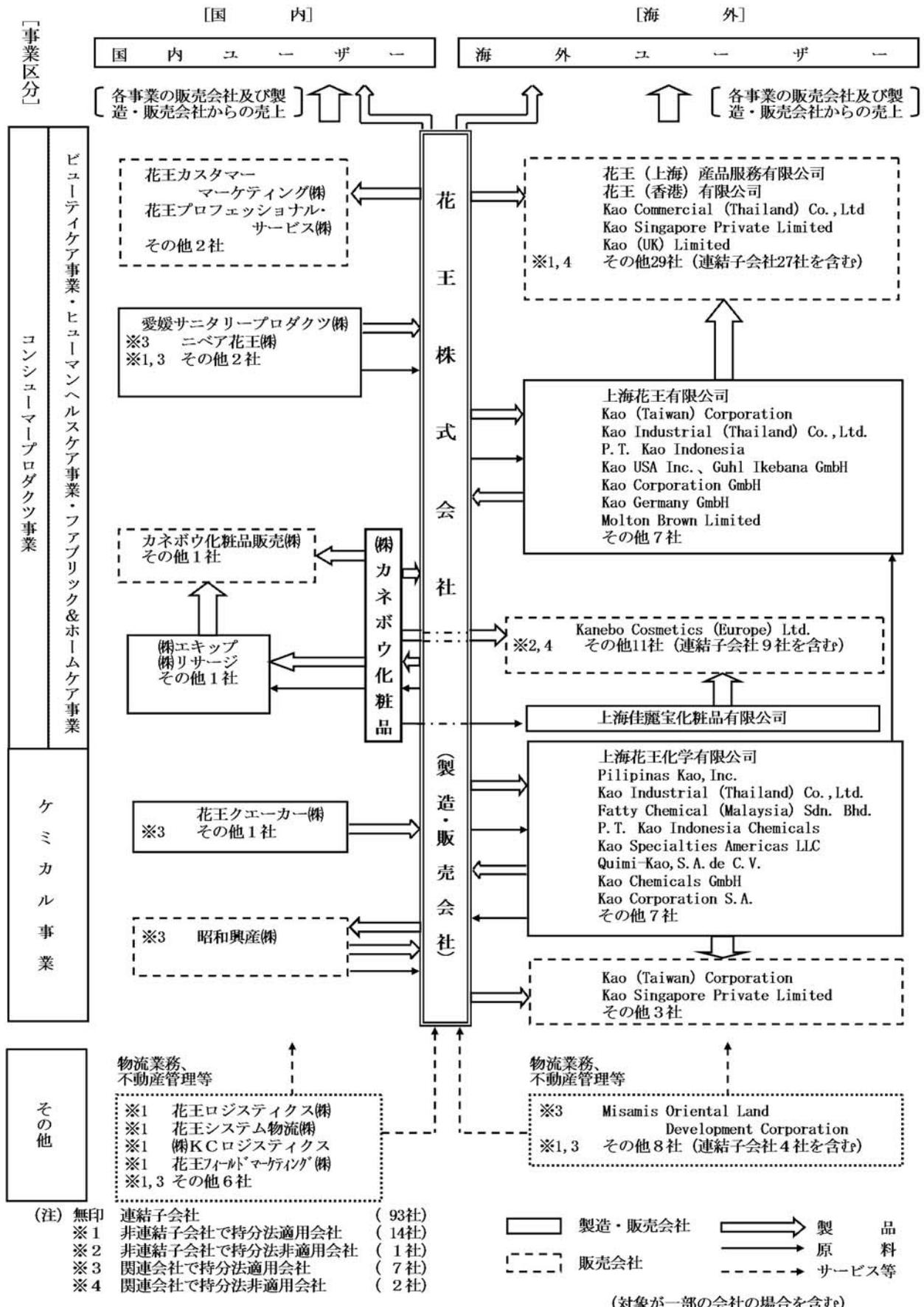
事業区分		主要な会社	
コンシューマー プロダクツ事業	ビューティケア 事業	国内	当社、花王カスタマーマーケティング㈱、 花王プロフェッショナル・サービス㈱、 愛媛サニタリープロダクツ㈱、ニベア花王㈱、 ㈱カネボウ化粧品、カネボウ化粧品販売㈱、 ㈱エキップ、㈱リサージ、 その他 6社 (計15社)
	ヒューマン ヘルスケア事業 ファブリック& ホームケア事業	海外	上海花王有限公司、花王（上海）産品服務有限公司、 上海佳麗宝化粧品有限公司、花王（香港）有限公司、 Kao (Taiwan) Corporation、 Kao Industrial (Thailand) Co.,Ltd.、 Kao Commercial (Thailand) Co.,Ltd.、 Kao Singapore Private Limited、P.T. Kao Indonesia、 Kao USA Inc.、Guhl Ikebana GmbH、 Kao (UK) Limited、Kao Corporation GmbH、 Kao Germany GmbH、Molton Brown Limited、 Kanebo Cosmetics (Europe) Ltd.、 その他 47社 (計63社)
ケミカル事業		国内	当社、花王クエーカー㈱、昭和興産㈱、 その他 1社 (計4社)
		海外	上海花王化学有限公司、Kao (Taiwan) Corporation、 Pilipinas Kao, Inc.、 Kao Industrial (Thailand) Co.,Ltd.、 Fatty Chemical (Malaysia) Sdn. Bhd.、 Kao Singapore Private Limited、P.T. Kao Indonesia Chemicals、 Kao Specialties Americas LLC、Quimi-Kao, S.A. de C.V.、 Kao Chemicals GmbH、Kao Corporation S.A.、 その他 10社 (計21社)
そ の 他		国内	花王ロジスティクス㈱、花王システム物流㈱、 ㈱KCロジスティクス、花王フィールドマーケティング㈱、 その他 6社 (計10社)
		海外	Misamis Oriental Land Development Corporation、 その他 8社 (計9社)

(注) 1. 各事業区分の主要製品は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（セグメント情報等）
[セグメント情報] 1. 報告セグメントの概要」のとおりであります。

2. 「その他」に区分されたサービス業務等については、セグメント情報において、そのサービス内容に応じて、コンシューマープロダクツ事業、ケミカル事業に振り分けております。

3. 各事業毎の会社数は、複数の事業を営んでいる場合にはそれぞれに含めて数えております。

以上の状況について事業系統図を示すと次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

(1) 親会社

該当ありません。

(2) 連結子会社

平成24年12月31日現在

会社名	住所	資本金 又は 出資金	主要な事 業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任等		資金援助 貸付金 (百万円)	営業上の 取 引	設備の賃貸 借等
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)			
※1 ※17 花王カスタマーマーケティ ング㈱	東京都中央区	百万円 1,830	ビューティケア ヒューマン ヘルスケア ファブリック& ホームケア	100.0	2	9	—	製品等の販 売先	有
㈱カネボウ化粧品	東京都中央区	百万円 7,500	ビューティケア	100.0	2	4	—	製品等の購 入先及び販 売先	有
※17 カネボウ化粧品販売㈱	東京都中央区	百万円 100	ビューティケア	※2 100.0 [100.0]	—	4	—	—	有
㈱エキップ	東京都品川区	百万円 300	ビューティケア	※2 100.0 [100.0]	—	2	—	—	—
㈱リサーチ	東京都中央区	百万円 400	ビューティケア	※2 100.0 [100.0]	—	2	—	—	有
カネボウコスミリオン㈱	東京都中央区	百万円 110	ビューティケア	※2 100.0 [100.0]	—	1	—	—	有
愛媛サニタリープロダクツ ㈱	愛媛県西条市	百万円 90	ヒューマン ヘルスケア ファブリック& ホームケア	100.0	—	4	—	製品等の製 造委託先	有
花王プロフェッショナル・ サービス㈱	東京都墨田区	百万円 60	ファブリック& ホームケア	100.0	—	5	—	製品等の販 売先	有
花王クエーカー㈱	東京都墨田区	百万円 400	ケミカル	100.0	—	5	—	製品等の販 売先	有
※1 花王（中国）投資 有限公司	中国	千人民元 2,280,732	中国における関 係会社の統轄及 びビューティケ ア	100.0	—	4	—	製品等の販 売先	—
上海花王有限公司	中国	千人民元 564,200	ビューティケア ヒューマン ヘルスケア ファブリック& ホームケア	※3 95.0 [10.0]	—	5	—	製品等の販 売先	—
※1 花王（上海）製品服務 有限公司	中国	千人民元 1,246,744	ビューティケア ヒューマン ヘルスケア ファブリック& ホームケア	※4 100.0 [100.0]	—	6	—	製品等の販 売先	—
※1 佳麗宝化粧品（中国） 有限公司	中国	千人民元 1,148,376	ビューティケア	※5 100.0 [100.0]	—	3	—	—	—
上海佳麗宝化粧品 有限公司	中国	千人民元 59,173	ビューティケア	※6 100.0 [100.0]	—	3	—	—	—
上海花王化学有限公司	中国	千人民元 193,522	ケミカル	※3 87.5 [10.0]	—	4	—	製品等の購 入先及び販 売先	—
花王（上海）貿易 有限公司	中国	千人民元 1,656	ケミカル	※3 87.5 [10.0]	—	3	—	製品等の販 売先	—

会社名	住所	資本金 又は 出資金	主要な事 業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任等		資金援助 貸付金 (百万円)	営業上の 取 引	設備の賃貸 借等
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)			
花王（香港）有限公司	中国	千香港ドル 11,582	ビューティケア ヒューマン ヘルスケア ファブリック& ホームケア	100.0	—	2	—	製品等の販 売先	—
Kao (Taiwan) Corporation	台湾	千台湾元 597,300	ビューティケア ヒューマン ヘルスケア ファブリック& ホームケア ケミカル	92.1	—	5	—	製品等の購 入先及び販 売先	—
Kao Vietnam Co.,Ltd.	ベトナム	百万ベトナム ドン 807,385	ビューティケア ヒューマン ヘルスケア	100.0	—	1	—	製品等の購 入先及び販 売先	—
Pilipinas Kao, Inc.	フィリピン	千米ドル 73,835	ケミカル	100.0	—	4	—	製品等の購 入先及び販 売先	—
Kao Industrial (Thailand) Co.,Ltd.	タイ	千バーツ 2,000,000	ビューティケア ヒューマン ヘルスケア ファブリック& ホームケア ケミカル	100.0	—	3	—	製品等の購 入先及び販 売先	—
Kao Commercial (Thailand) Co.,Ltd.	タイ	千バーツ 2,000	ビューティケア ヒューマン ヘルスケア ファブリック& ホームケア	※7 100.0 [100.0]	—	3	—	—	—
Kao Soap (Malaysia) Sdn. Bhd.	マレーシア	千リンギット 28,000	ビューティケア	100.0	—	2	—	製品等の購 入先	—
Fatty Chemical (Malaysia) Sdn. Bhd.	マレーシア	千リンギット 120,000	ケミカル	※8 70.0 [70.0]	—	4	—	製品等の購 入先	—
Kao Plasticizer (Malaysia) Sdn. Bhd.	マレーシア	千リンギット 16,000	ケミカル	※8 70.0 [70.0]	—	3	—	製品等の購 入先	—
Kao Oleochemical (Malaysia) Sdn. Bhd.	マレーシア	千リンギット 14,000	ケミカル	100.0	—	2	—	製品等の購 入先	—
Kao Singapore Private Limited	シンガポール	千米ドル 45,385	ビューティケア ヒューマン ヘルスケア ファブリック& ホームケア ケミカル	100.0	—	2	—	製品等の販 売先	—
P.T. Kao Indonesia	インドネシア	百万ルピア 333,206	ビューティケア ヒューマン ヘルスケア ファブリック& ホームケア	50.01	—	4	—	製品等の販 売先	—
P.T. Kao Indonesia Chemicals	インドネシア	千米ドル 27,000	ケミカル	95.0	—	3	—	製品等の購 入先及び販 売先	—
Kao Canada Inc.	カナダ	千カナダドル 482	ビューティケア	※9 100.0 [100.0]	—	—	—	—	—
Kao USA Inc.	米国	米ドル 1	ビューティケア	100.0	1	1	—	製品等の販 売先	—

会社名	住所	資本金 又は 出資金	主要な事 業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任等		資金援助 貸付金 (百万円)	営業上の 取 引	設備の賃貸 借等
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)			
Kao America Inc.	米国	千米ドル 3,200	米国における関 係会社へのコー ポレートサービ ス及び米国ケミ カル事業の持株 会社	100.0	1	1	—	—	—
Kao Specialties Americas LLC	米国	米ドル 1	ケミカル	※10 100.0 [100.0]	—	1	—	製品等の購 入先及び販 売先	—
Quimi-Kao, S.A. de C.V.	メキシコ	千メキシコ ペソ 16,696	ケミカル	※11 100.0 [100.0]	—	2	—	—	—
※1 Kao Germany GmbH	ドイツ	千ユーロ 109,421	ビューティケア	100.0	1	2	—	製品等の販 売先	—
Guhl Ikebana GmbH	ドイツ	千ユーロ 5,113	ビューティケア	※9 90.0 [90.0]	—	—	—	—	—
Kao Corporation GmbH	ドイツ	千ユーロ 13,000	ビューティケア	100.0	—	3	—	製品等の販 売先	—
Kao Chemicals GmbH	ドイツ	千ユーロ 9,101	ケミカル	※11 100.0 [100.0]	—	1	—	製品等の購 入先及び販 売先	—
Kao Netherlands B.V.	オランダ	千ユーロ 681	ビューティケア	※12 100.0 [100.0]	—	—	—	—	—
Kao (UK) Limited	英国	千英ポンド 500	ビューティケア	※9 100.0 [100.0]	—	—	—	—	—
KPSS (UK) Limited	英国	千英ポンド 1,300	ビューティケア	※12 100.0 [100.0]	—	—	—	—	—
※1 Kao Prestige Limited	英国	千英ポンド 156,500	モルトン・ブラ ウングループ (ビューティケ ア事業)の持株 会社	100.0	—	2	—	—	—
Molton Brown Limited	英国	千英ポンド 516	ビューティケア	※13 100.0 [100.0]	—	2	—	—	—
Kao Switzerland AG	スイス	千スイス フラン 2,000	ビューティケア	100.0	—	—	—	—	—
Kanebo Cosmetics (Europe) Ltd.	スイス	千スイス フラン 7,200	ビューティケア	※14 100.0 [100.0]	—	—	—	—	—
Kao Chemicals Europe, S.L.	スペイン	千ユーロ 74,035	欧州等ケミカル 事業統轄	100.0	—	2	—	—	—
Kao Corporation S.A.	スペイン	千ユーロ 56,411	ケミカル	※11 100.0 [100.0]	—	2	—	製品等の購 入先及び販 売先	—

(注) ※1は、特定子会社であります。

※2は、(株)カネボウ化粧品が所有しております。

※3は、花王(中国)投資有限公司が10%所有しております。

※4は、花王(中国)投資有限公司が所有しております。

※5は、(株)カネボウ化粧品が91.2%、花王(中国)投資有限公司が8.8%を所有しております。

- ※6は、(株)カネボウ化粧品が90.0%、花王（中国）投資有限公司が10.0%を所有しております。
- ※7は、当社の子会社であるKao Holdings（Thailand）Co.,Ltd.が52.6%、花王（香港）有限公司が47.4%を所有しております。
- ※8は、Kao Singapore Private Limitedが所有しております。
- ※9は、Kao USA Inc.が所有しております。
- ※10は、Kao America Inc.の子会社であるKao Chemicals Americas Corporationが所有しております。
- ※11は、Kao Chemicals Europe, S.L.が所有しております。
- ※12は、Kao Germany GmbHが所有しております。
- ※13は、Kao Prestige Limitedの子会社であるMolton Brown Group Limitedが所有しております。
- ※14は、Kao Switzerland AGが所有しております。

15 議決権の所有割合の〔 〕内は、間接所有割合で内数であります。

16 上記以外に小規模な連結子会社が46社あり、連結子会社の数は合計93社となります。

- ※17 花王カスタマーマーケティング(株)及びカネボウ化粧品販売(株)につきましては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

当連結会計年度における主要な損益情報等（自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日）

	花王カスタマーマーケティング(株)	カネボウ化粧品販売(株)
(1)売上高	489,570 百万円	118,347 百万円
(2)経常利益	7,642 百万円	848 百万円
(3)当期純利益	4,580 百万円	1,675 百万円
(4)純資産額	11,373 百万円	△223 百万円
(5)総資産額	80,202 百万円	36,797 百万円

(3) 持分法適用関連会社

平成24年12月31日現在

会社名	住所	資本金 又は 出資金	主要な事 業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任等		資金援助 貸付金 (百万円)	営業上の 取引	設備の賃貸 借等
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)			
ニベア花王(株)	東京都中央区	百万円 200	ビューティケア	40.0	1	2	—	製品等の購 入先及び販 売先	有
昭和興産(株)	東京都港区	百万円 550	ケミカル	20.8	—	1	—	製品等の購 入先及び販 売先	—

(注) 上記以外に小規模な持分法適用関連会社が5社あり、持分法適用関連会社の数は合計7社となります。

(4) その他の関係会社

該当ありません。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成24年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）	
ビューティケア事業	21,340	(1,758)
ヒューマンヘルスケア事業	3,515	(336)
ファブリック&ホームケア事業	3,905	(698)
コンシューマープロダクツ事業 計	28,760	(2,792)
ケミカル事業	3,340	(81)
全社（共通）	1,250	(62)
合 計	33,350	(2,935)

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループ〔当社及び連結子会社〕からグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。）であります。（ ）内は臨時雇用者数の年間平均人員であり、外数で記載しております。

2. 臨時雇用者は、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

3. 全社（共通）は、特定のセグメントに区分できない管理部門等の従業員数であります。

(2) 提出会社の状況

平成24年12月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（才）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
6,052	42.4	19.8	7,957

セグメントの名称	従業員数（人）
ビューティケア事業	1,363
ヒューマンヘルスケア事業	1,242
ファブリック&ホームケア事業	972
コンシューマープロダクツ事業 計	3,577
ケミカル事業	1,225
全社（共通）	1,250
合 計	6,052

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。）であります。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当事業年度は、決算日変更により9か月決算となっておりますので、平均年間給与については、平成24年4月1日から平成24年12月31日までの9か月間の金額を12か月ベースに換算して記載しております。

4. 全社（共通）は、特定のセグメントに区分できない管理部門等の従業員数であります。

(3) 労働組合の状況

当社の一部の事業所及び一部の連結子会社には、労働組合が組織されております。連結子会社のうち(株)カネボウ化粧品及びそのグループ会社には、カネボウ労働組合の組合員が在籍しております。カネボウ労働組合は、U Aゼンセンに属しており、ユニオンショップ制となっております。

労働組合との間に特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度の業績は決算期変更により、当社及び3月決算であった連結対象会社は4月から12月の9か月間を、12月決算の連結対象会社は1月から12月の12か月間を連結対象期間としております。以下、比較を容易にするために、前連結会計年度の実績を当連結会計年度と同一の期間に組み替えて、「前期同一期間」として表示しております。

当連結会計年度（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）の世界の景気は、欧州における政府債務危機の問題もあり、引き続き弱い回復にとどまっています。日本の景気は、弱い動きの中一部に下げ止まりの兆しもみられますが、依然として厳しい状況が続いています。当社グループの主要市場である日本のトイレタリー（化粧品を除くコンシューマープロダクツ）市場は、前期同一期間に対し金額では1%伸長しましたが、消費者購入価格は、デフレの影響もあり低下しました。また、日本の化粧品市場は、前期同一期間並みに推移しました。

このような状況の下、当社グループは“よきモノづくり”に基づき、消費者ニーズの変化に対応した高付加価値商品の発売や育成などに努めるとともに、コストダウン活動などに取り組みました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、前期同一期間に対して0.4%増の1兆126億円（為替変動の影響を除く実質1.1%増）となりました。コンシューマープロダクツ事業では、サニタリー製品などのヒューマンヘルスケア事業及びファブリック&ホームケア事業が貢献し、売り上げは前期同一期間を上回りました。ケミカル事業では、対象業界の需要減及び原料価格の低下に伴う販売価格の改定などの影響により、売り上げは前期同一期間を下回りました。

利益面では、営業利益は1,016億円（対前期同一期間31億円増）となりました。経常利益は1,042億円（対前期同一期間40億円増）、当期純利益は528億円（対前期同一期間10億円増）となりました。

セグメントの業績

	売上高				セグメント利益（営業利益）		
	通 期		調整後増減率※1		通 期		調整後増減※1
	(参考) 前期 同一期間 (億円)	24年 12月期 (億円)	(%)	補正後※2 (%)	(参考) 前期 同一期間 (億円)	24年 12月期 (億円)	
ビューティケア事業	4,445	4,444	△0.0	0.5	170	218	48
ヒューマンヘルスケア事業	1,441	1,520	5.5	5.5	126	115	△10
ファブリック&ホームケア事業	2,304	2,367	2.8	2.9	472	514	41
コンシューマープロダクツ事業計	8,190	8,332	1.7	2.1	769	847	79
ケミカル事業	2,192	2,081	△5.1	△3.1	217	168	△49
小 計	10,383	10,412	0.3	1.0	986	1,016	30
調整（消去）	△300	△286	—	—	△1	0	1
合 計	10,083	10,126	0.4	1.1	985	1,016	31

※1. 「調整後」は、前連結会計年度の実績を当連結会計年度と同一の期間に組み替えた「前期同一期間」との比較であります。

※2. 「補正後」の数値は、海外売り上げの為替換算レート変動による差異を補正した場合の増減率であります。

販売実績

	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日) (百万円)	調整後増減率 (%) (注) 3
ビューティケア事業	312,590	+0.2
ヒューマンヘルスケア事業	131,577	+4.6
ファブリック&ホームケア事業	208,922	+2.1
日本計	653,089	+1.7
アジア	87,184	+7.0
米州 (注) 2	56,644	+2.7
欧州	57,252	△6.9
内部売上消去等	△21,019	—
コンシューマープロダクツ事業計	833,150	+1.7
日本	91,994	△3.8
アジア	75,556	△15.3
米州	33,558	△6.5
欧州	53,465	△4.0
内部売上消去等	△46,502	—
ケミカル事業計	208,071	△5.1
小計	1,041,221	+0.3
消去	△28,626	—
合計	1,012,595	+0.4

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 平成24年3月期までアジアに含めていたオーストラリア及びニュージーランドの販売実績は、当連結会計年度より米州へ組み替えております。比較のため、調整後増減率も組み替えて表示しております。

3. 調整後増減率は、当社及び3月決算であった連結対象会社の前期業績を9か月（平成23年4月1日から平成23年12月31日）の期間に合わせて当期業績と比較した増減率です。

コンシューマープロダクツ事業

売上高は、前期同一期間に対して1.7%増の8,332億円（為替変動の影響を除く実質2.1%増）となりました。

日本の売上高は、1.7%増の6,531億円となりました。消費者の生活スタイルの変化に対応した新製品の発売、提案型販売活動及び店頭展開活動の強化などに取り組み、市場競争の激化に対処しました。

アジアの売上高は、7.0%増の872億円（為替変動の影響を除く実質7.8%増）となりました。「ビオレ」、「アタック」、「ロリエ」、「メリーズ」で、新製品の投入や販売店との協働取組など積極的な展開を行いました。

米州の売上高は、2.7%増の566億円（為替変動の影響を除く実質2.1%増）となりました。市場は堅調に推移し、売り上げは伸長しました。

欧州の売上高は、6.9%減の573億円（為替変動の影響を除く実質1.8%減）となりました。厳しい経済状況の中、欧州域内での売り上げは堅調に推移しましたが、輸出売上の減少や円高による為替変動の影響を受けました。

営業利益は、新製品・改良品等の育成に積極的に取り組むとともに、費用の効率化やコストダウン活動に努め、847億円（対前期同一期間79億円増）となりました。

〔ビューティケア事業〕

売上高は、前期同一期間並みの4,444億円（為替変動の影響を除く実質0.5%増）となりました。

プレステージ化粧品では、売り上げは、前期同一期間に対して0.1%増の2,054億円（為替の影響を除く実質0.2%増）となりました。日本では、低価格化粧品への移行が依然継続する市場環境の中、重点ブランドの強化を図り、カウンセリング化粧品では、「ソフィーナ プリマヴィスタ」、「オーブ クチュール」、「コフレドール」、セルフ化粧品では、「ケイト」が売り上げを伸ばしました。海外では、景気の減速懸念の影響もあり、売

り上げは前期同一期間を下回りました。

プレミアムスキンケア製品では、日本で洗顔料「ビオレ」、全身洗剤「ビオレα」並びに乾燥性敏感肌ケアの「キュレル」が順調に推移し、売り上げが伸長しました。アジアでは、「ビオレ」が改良効果もあり好調に推移し、売り上げを伸ばしました。米州では、ハンド&ボディローションの「ジャーゲンス」の売り上げが伸長しました。

プレミアムヘアケア製品では、日本で、シャンプー・リンスが競争激化により、スタイリング剤・ヘアカラーは市場縮小により、売り上げは前期同一期間を下回りました。アジアでは、台湾、香港、マレーシアで「リーゼ」の泡タイプのヘアカラーが、台湾、香港で「エッセンシャル」が、売り上げを伸ばしました。欧米では、「ジョン フリーダ」の泡タイプのヘアカラーの売り上げが伸長しました。

営業利益は、日本の化粧品ビジネスの構造改革に引き続き取り組んだことなどにより、218億円（対前期同一期間48億円増）となりました。また、買収に係るのれん等の減価償却費控除前営業利益（E B I T A）は、459億円（対前期同一期間32億円増 売上高比率：10.3%）でした。

〔ヒューマンヘルスケア事業〕

売上高は、前期同一期間に対して5.5%増の1,520億円（為替変動の影響を除く実質5.5%増）となりました。

フード&ビバレッジ製品では、脂肪を消費しやすくする健康機能飲料「ヘルシア」にて新製品を投入しましたが、市場競争激化により売り上げは前期同一期間を下回りました。

サニタリー製品の売り上げは、前期同一期間を上回りました。生理用品「ロリエ」は、日本では、ムレ・こすれから肌をいたわる「ロリエ エフ」の売り上げが伸長し、アジアでは、インドネシアで売り上げを伸ばしました。ベビー用紙おむつ「メリーズ」は、日本で売り上げが好調に推移しシェアが伸長し、中国及びロシアでも売り上げが伸長しました。

パーソナルヘルス製品の売り上げは、前期同一期間並みに推移しました。歯みがきの売り上げは、競争の激化もあり前期同一期間を下回りましたが、メンズプロダクト「サクセス」や、蒸気の温熱シート「めぐりズム」の売り上げが伸長しました。

営業利益は、増収効果の他にコストダウン活動にも取り組みましたが、新製品投入のための費用の増加や市場競争の影響を受け、115億円（対前期同一期間10億円減）となりました。

〔ファブリック&ホームケア事業〕

売上高は、前期同一期間に対して2.8%増の2,367億円（為替変動の影響を除く実質2.9%増）となりました。

ファブリックケア製品では、売り上げは伸長しました。日本で、衣料用濃縮液体洗剤「アタックNeo」を始めとするNeoシリーズによる洗たく時間の短縮や節水・節電・省資源などの環境訴求に努め、また消臭抗菌機能が高い「アタックNeo抗菌EXパワー」がユーザーを拡大しました。柔軟仕上げ剤では、水分や汗に触れて香りわきたつ「フレア フレグランス」が消費者の高い評価を得て売り上げを伸ばしました。衣料用漂白剤では「ワイドハイター EXパワー」が好調に推移しました。アジアでは、インドネシア、タイで「アタック イージー」が好調に推移し、また、新しい濃縮粉末洗剤「アタック3D」をタイで発売し、売り上げが伸長しました。

ホームケア製品では、日本で食器用洗剤「キュキュット」及び台所用漂白剤「キッチンハイター」が好調に推移したことや、香りのお掃除シート「クイックルワイパー立体吸着ウェットシート エッセンシャルローズの香り」等の新製品で、売り上げを伸ばしました。

営業利益は、増収効果の他、コストダウン活動などに取り組み、514億円（対前期同一期間41億円増）となりました。

〔ケミカル事業〕

売上高は、対象業界の需要減及び原料価格低下に伴う販売価格の改定もあり、前期同一期間に対して5.1%減の2,081億円（為替変動の影響を除く実質3.1%減）となりました。

油脂製品では、原料価格低下に伴う販売価格の改定を実施しました。機能材料製品では、環境負荷の低減に対応した高付加価値製品の開発と販売の拡大に努め、堅調に推移しました。スペシャルティケミカルズ製品では、景気の低迷とパソコン市場の構造変化の影響を受けました。

営業利益は、コストダウン活動に努めましたが、対象業界の需要減の影響を受け、168億円（対前期同一期間49億円減）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前連結会計年度末に比べて307億円増加し、1,604億円となりました。

営業活動によって得られた資金は、974億円となりました。
投資活動に使用された資金は、446億円となりました。
以上の結果、フリー・キャッシュ・フローは、527億円となりました。
財務活動に使用された資金は、320億円となりました。

なお、キャッシュ・フローの詳細は、「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析
(2) 財政状態の分析 ②キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの生産・販売品目は、産業界向けのケミカル製品から一般消費者向けのコンシューマー製品まで極めて多種多様であり、それら製品の在庫をほぼ一定の必要水準に保つように、主として見込み生産を行っております。従って、生産状況は販売状況に類似しているため、生産及び販売の状況については、「1 業績等の概要」をご参照ください。

3 【対処すべき課題】

〔中長期的な経営戦略〕

中長期の当社グループを取り巻く環境においては、(1)新興国が巨大な市場を形成していく中で起きる経済の中心のシフト、(2)デジタルメディアに強く依存する消費者や、増大するシニア層など、新しい消費者の出現、(3)環境問題への関心の高まりなど、構造的変化が世界中で起こっています。当社グループは、これらの変化を飛躍のための絶好の機会と捉え、「自然と調和する ところ豊かな毎日をめざして」のコーポレートメッセージのもと、エコロジー経営の推進とコーポレート・アイデンティティの浸透を図り、グローバルな成長の実現を推進します。

事業活動としましては、ビューティケア事業、ヒューマンヘルスケア事業及びファブリック&ホームケア事業からなるコンシューマープロダクツ事業分野とケミカル事業分野において、研究開発を重視し消費者や顧客の立場にたった“よきモノづくり”を進め、商品の高付加価値化による持続的な“利益ある成長”と、事業活動を通じた社会的課題の解決や社会貢献活動による“社会への貢献”との両立を図り、グローバルで存在感のある会社を目指します。

当社グループは、目指す姿の実現と企業価値増大に向け、平成25年度を初年度とする花王グループ中期3カ年計画 K15 (Kao Group Mid-term Plan 2015) を策定しています。

花王グループ中期3カ年計画 K15

目標 (1) 過去最高の売上高・利益の突破

目標 (2) 2015年度経営数値目標の達成

- ・連結売上高 1兆4,000億円
- ・連結営業利益 1,500億円
- ・海外売上比率 30%以上

計画実現のための成長戦略は、下記のとおりです。

(1) コンシューマープロダクツ事業のグローバル拡大

アジアや新興国などの成長市場では、今後とも市場の大きな伸長が予想されます。当社グループでは、伸び行く中間所得者層を対象とし、衣料用洗剤、ベビー用紙おむつ、生理用品などの「清潔商品」を中心に、独自技術を活かした商品開発により、事業の拡大を図ります。

また、欧米などの成熟市場では、プレステージ化粧品、プレミアムマスのスキンケア・ヘアケア及び美容サロン向けの各分野で、当社グループ独自の技術を活かした商品の高付加価値化に取り組みます。

(2) ファブリック&ホームケア事業の磐石化と、ビューティケア事業及びヒューマンヘルスケア事業の利益ある成長の加速

収益の基盤であるファブリック&ホームケア事業では、各カテゴリーでのシェアNo.1の維持・獲得を図ります。

ビューティケア事業では、プレステージ化粧品の強化を図るとともに、ヒューマンヘルスケア事業では、健康や高齢化を切り口とした高付加価値商品やサービスの提供により、一層の成長・発展を目指します。

(3) ケミカル事業の強化

ケミカル事業では、エコテクノロジーリサーチセンターを中心としたエコイノベーションによって、エコケミカル事業体への飛躍を目指します。

また、コンシューマープロダクツ事業とのシナジー強化を図ります。

運営体制につきましても、コンシューマープロダクツ事業のグローバル一体運営を通じ、事業と機能のマトリックス運営を強化するとともに、全社最適の観点から収益構造の改革も進めてまいります。

〔対処すべき課題〕

市場競争の激化や市場構造の変化、原材料市況や為替の変動など、事業環境は厳しくかつ不透明な状況が続いています。

また、消費者の生活意識の変化やそれに伴う購買意識の変化が生じており、環境意識や健康志向の高まり、高齢化社会の進行などの社会的課題も増大しています。

当社グループでは、このような事業環境を踏まえて策定しました花王グループ中期3カ年計画 K15 (Kao Group Mid-term Plan 2015) の成長戦略を着実に遂行することによって、さまざまな課題に対処し、商品の高付加価値化による持続的な“利益ある成長”と“社会への貢献”との両立を図り、グローバルで存在感のある会社をめざします。

また、こうした企業活動の根底をなす企業理念として、独自の企業文化、企業精神のエッセンスを明示化した『花王ウェイ』を、当社グループ全員で共有・実践しています。こうした方針に基づいた誠実な事業活動によって、社会のサステナビリティ（持続可能性）に貢献してまいります。

4 【事業等のリスク】

企業が事業を遂行している限り、さまざまなリスクが伴います。当社グループにおいては、リスクの発生を防止、分散、あるいはリスクヘッジすることによりリスクの合理的な軽減を図っております。しかし、以下のような予想を超える事態等が生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。また、以下のリスクは当社グループにとり全てのリスクを網羅したのではなく、記載されたリスク以外のリスクも存在し、それらは投資家の判断に影響を与える可能性があります。

なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（平成25年3月26日）現在において当社が判断したものであります。

- (1) 当社グループの事業基盤とする日本のコンシューマープロダクツ事業では、市場の景気の停滞と少子化・高齢化などに伴う購買層の変化により、消費は低迷しております。当社グループは消費者の価値観の変化を捉え、当社グループのモノづくりの総合力を活用することで、商品の高付加価値化に取り組み、ブランド価値の維持向上を図りながら消費者ニーズに応えることをめざします。しかしながら、この事業活動にはさまざまな要因による不確実性が伴うため、適切な対応が遅れた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に徐々に影響を及ぼす可能性があります。
- (2) 当社グループが事業を行うプレステージ化粧品においては、市場での国内外の同業他社や他業界からの新規参入会社との競争が激化し、また消費者の購買意識の変化とともに、流通チャネルも大きく変化してきており、これまでに確立された事業モデルでは大きな成果が得られにくい状況となっております。ブランドの再編やマーケティング、売り方の改革など、プレステージ化粧品の事業構造改革を進めております。しかしながら、適切な対応が遅れた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。
- (3) 当社グループは、日本の市場への依存度が高く、特にコンシューマープロダクツ事業では、市場での流通業の合併や統合による新たな企業グループ化の進展、また消費者の変化に対応した新たな流通チャネルの出現などチャネル構造に変化が生じた場合は、販売活動に影響を及ぼすことが予想されます。これに対し当社グループとしては、このような流通環境変化に対応した提案や活動を推進しております。しかしながら、適切な対応が遅れた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に徐々に影響を及ぼす可能性があります。
- (4) 当社グループは、成長戦略のひとつとしてアジア、欧米市場での事業展開を進めており、特に経済成長率が高く、市場規模が大きくなることが予想される国々での事業の強化を重視しております。しかしながら、経済成長の鈍化、政治的・社会的に不安定な情勢が生じるなど、事業を進める上でこれらの要因が当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、競合との競争、コスト管理、流通、小売との円滑な関係などを目標通りに進められない場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。
- (5) 当社グループは、本来の品質・機能価値に加え節水・省資源となる高い環境価値を持つ商品開発に取り組むと共に、温室効果ガス排出量の少ない或いは再生可能な原材料の使用、生産・物流の省エネや再生可能エネルギーの採用などにも注力し、企業の成長と社会の持続可能性を両立させる「エコイノベーション」に取り組んでおります。しかしながら、新商品の環境技術が消費者に受容されない、他社環境商品との優位性が低いなどの理由により、当初意図した成果が得られない場合、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。
- (6) 当社グループの製品の原材料である天然油脂原料や石油関連の原材料などは、地政学的リスクや需給バランス、異常気象、為替レート変動などに伴い市況価格が変動します。当社グループは原材料価格の上昇に対して、原価低減や売価への転嫁などの施策を図り、その影響を軽減しております。しかしながら、予想を超えて市況価格に急激な変動が生じた場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。
- (7) 当社グループ商品の品質管理につきましては、消費者・顧客の視点に立ち、関連法規の遵守並びに自主的に設定した厳しい基準に従って設計、製造を行っております。発売前の開発段階では、徹底的に試験、調査研究を行い、安全性を確認しております。また発売後には、消費者相談窓口を通じて、商品への意見、要望などをくみ上げ、さらなる品質向上に努めております。しかしながら、予想を超える重大な品質トラブルまたは新たな科学的知見により商品の安全と安心に対する懸念などが発生した場合には、当該ブランドの問題だけではなく、当社グループの商品全体の評価にも重大な影響を与え、売り上げの減少によって、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

- (8) 当社グループの地震をはじめとする自然災害への対応につきましては、国内全ての生産工場及び主要な事業拠点を対象に耐震診断の実施、耐震補強工事の実施、緊急事態を想定した防災訓練の実施及び社員の安否確認システムの構築を行い、事業継続計画（BCP）の策定を進めてきております。今後もリスク分散を含め、災害対策の強化と事業継続計画（BCP）の充実を図ってまいります。しかしながら、予想を超える規模の地震やそれにより派生した災害が発生した場合には、これらの対策を実施したにもかかわらず、原材料の確保、生産の継続、商品の市場への供給などに支障をきたし、また経済環境の悪化によって需要動向に大きな変化が生じ、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。また、生産工場の爆発・火災事故、情報システム障害、原材料購入先のトラブル、電力や水等の社会インフラの機能不全、放射性物質やその他有害物質による環境汚染、テロ、政変、暴動等の原因により、同様に生産の継続、原材料の確保、商品の市場への供給に支障をきたし、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。
- (9) 外国通貨建ての取引については為替相場の変動による影響を受けますが、外貨預金口座を通じての決済、為替予約取引や通貨スワップ取引などにより為替変動リスクをヘッジすることにしており、経営成績に与える影響を軽減しております。なお、投機的なデリバティブ取引は行っておりません。しかしながら、在外連結子会社の売上、費用、資産を含む現地通貨建ての項目は、連結財務諸表の作成において円換算するため、換算時の為替レートが予想を超えて大幅に変動した場合には、円換算後の価値も大幅に変動し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を受けます。
- (10) 当社グループは、事業用の資産や企業買収の際に生じるのれんなど様々な有形・無形の固定資産や繰延税金資産等を計上しております。これらの資産については、今後の業績動向や、時価の下落等によって期待されるキャッシュ・フローを生み出さない状況により、減損処理または評価性引当額の積み増しが必要となる場合があります。これらの処理が発生した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。
- (11) 当社グループには、事業目標達成のために必要な人材の確保が不可欠であり、消費者の方々に常に支持される“よきモノづくり”をめざすための、研究開発、生産技術、マーケティング、販売活動などを高度な専門性を持って実行する人材の採用や育成、流出の防止が必要です。しかしながら、雇用情勢の変動などにより、優秀な人材を確保できない場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。
- (12) 当社グループは、事業活動を行う上で、商品の品質、安全、環境関連、化学物質関連、また会計基準や税法、労務関連、取引関連の法令などさまざまな法規制等の適用を受けています。当社グループは、コンプライアンス体制を構築し、遵守に努めておりますが、重大な法令違反を起こした場合、また現行の法規制の変更や新たな法規制等が追加された場合には、当社グループの事業活動が制限され、あるいはその対応のために投資が必要になるなど、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

合弁事業契約

国名	契約先	合弁会社名称	出資比率	契約日
マレーシア	IOI Oleochemical Industries Berhad	Fatty Chemical (Malaysia) Sdn. Bhd.	70.0%	昭和63年2月29日

(注) 出資比率は、間接出資比率であり、Kao Singapore Private Limited (当社100%出資) が出資しております。

6 【研究開発活動】

“よきモノづくり”をとおして、世界の人々の豊かな生活文化の実現をめざすとともに、社会のサステナビリティ（持続可能性）に貢献するという使命のもと、研究開発部門では、多様な国や地域の消費者の様々な文化やニーズを理解し、独創的なシーズと組み合わせることで、新たな価値や市場を創造する画期的な商品・技術の開発に取り組んでおります。

当社グループ全体で、約2,700名が研究開発業務に携わっております。

当連結会計年度におけるグループ全体の研究開発費は、375億円（売上高比3.7%）であり、主な成果は、下記のとおりであります。

コンシューマープロダクツ事業

〔ビューティケア事業〕

世界の人々の肌や髪を深く知る本質研究と、新しい機能を生み出す素材や製剤の開発を通して、健康で美しい素肌や素髪の実現と、多様な生活スタイルに合わせた美容価値の提案を目指しています。

プレステージ化粧品では、「ソフィーナ」から、肌本来のうるおいをしっかりと守りながら、汚れを集中的に浮かせて落とす、花王独自の洗浄技術SPT（肌清浄化技術）をベースに、弾力性の高い泡で洗うことで、うるおいを守る効果をさらに高めた「ソフィーナ クッション泡洗顔料」を発売しました。「カネボウ化粧品」では、トータルメイクアップブランド「コフレドール」のベースメイクより「コフレドール シルキフィット パクトUV、仕上りの美しさと化粧持ち効果を高めました。また本格エイジングケアブランド「DEWスペリア」より、毛穴の汚れを効果的に取り去る全く新しいアイテムとして「DEWスペリア ブラッシュクレンジベン」を発売しました。常に女性の肌悩みの上位にランクインする毛穴の悩みに対応し、極細ブラシ型部分用洗顔料による新しい毛穴ケアを提案しました。欧州では、最高級化粧品市場にて展開しているスーパープレステージブランド「センサイ」をアゼルバイジャン、ルーマニアにて発売しました。

プレミアムスキンケア製品では、「ビオレ」から、肌表面に水分と脂質の層状構造を長時間維持できる新しい保湿技術MST（Moisture Sealing Technology）を採用し、なじませた直後からしっとりもちもち肌が長続きする「ビオレ うるおい密封ジェル化粧水」を発売しました。アジアでは、日本で開発した洗浄技術SPT（肌清浄化技術）を応用し、肌へのやさしさと汚れ落ちを両立させた全身洗浄料「ビオレ」を台湾、インドネシアにて改良発売しました。

プレミアムヘアケア製品では、スタイリングブランドの「リーゼ」から、朝のスタイリングに悩む女性に向けた新シリーズ「リーゼ まっすぐブローミスト」「リーゼ いっきに毛先までまとまるシャワー」「リーゼ パサつきしらずのまとまりミルク」「リーゼ うるおいパーマもどしフォーム」を発売しました。誰にでもできる簡単なスタイリング方法と、悩みに対応した独自処方の組み合わせで、朝の四大スタイリング悩みに解決策を提案しました。欧米では、健康で髪に優しいヘアカラー製品への需要の高まりに対応し、プロ用ヘアケアブランド「ゴールドウエル」から、成分の90%以上が植物由来で、アンモニアフリーでありながら髪にやさしく、染めムラのない次世代ヘアカラー「ネクタヤ」を発売しました。

当事業に係る研究開発費は、152億円であります。

〔ヒューマンヘルスケア事業〕

人が本来持っている健康力を生かしたQOL（Quality of Life：生活の質）の向上を目指し、心と身体の両面からヘルスケア研究を進めています。

フード&ビバレッジ製品では、脂肪を消費しやすくする「ヘルシア」から、苦味・渋みを抑え、五穀（はと麦、とうもろこし、発芽玄米、大豆、大麦）の素材感や、香ばしさ、健康感を味わえる特定保健用食品のブレンド茶「ヘルシア五穀めぐみ茶」を発売しました。

サニタリー製品では、生理用品ブランド「ロリエ」から、独自の技術“フルスピード吸引シート（表面材）”の採用とともに、フィット性向上により、夜用に求められる機能をさらに強化し、安心感と快適性を両立した「ロリエ 超吸収ガード370（特に多い夜用）」を発売しました。アジアでは、通気性と吸収力がもたらすおしりのさらさら感を重視する中国の消費者にむけ、肌との接触面積を少なくした凹凸表面材や、新開発の伸縮性と通気性に優れたサイド伸縮パネルを採用したベビー用紙おむつ「メリーズ 瞬爽透気（ジュンソウトウキ）」を開発しました。

パーソナルヘルス製品では、炭酸ガスの薬用入浴剤「バブ」シリーズから、高濃度炭酸（当社品との比較）が温浴効果を高め、肩こり・腰痛・疲労回復に効く「バブ メディケイティッド」を発売しました。

当事業に係る研究開発費は、88億円であります。

[ファブリック&ホームケア事業]

多様なニーズに応える家庭用製品から、高度な清浄・衛生（洗い上がり）が求められる業務用製品まで、幅広い分野での研究開発に取り組んでいます。

ファブリックケア製品では、「アタック」シリーズから、環境、簡便性、使いやすさにこだわった粉末タイプのためかえ「アタック高活性バイオEX つめかえパック」を開発しました。袋ごと箱に入れるタイプで、つめかえやすく、つめかえ時に粉が飛び散らず、本体と比べて容器の廃棄物重量を約90%削減しました。アジアでは、花王独自の「1漂即清」の技術ですすぎの回数を減らすと共に、水道水に含まれる塩素から衣類を守るカラーケア効果を実現した液体洗剤「アタック瞬清 亮彩」を中国にて、高い洗浄力と除菌力により新たな清潔価値を提案した濃縮型洗剤「アタックNE X」をタイにて発売しました。

ホームケア製品では、「クイックルワイパー」シリーズから、若い世代を中心とした毎日の生活や家事の中でも香りを楽しみたいという意識の高まりに対応し、お掃除中のみならず、お掃除後もよい香りがお部屋に広がるはじめての香りつきタイプ「クイックルワイパー 立体吸着ウエットシート エッセンシャルローズの香り」を発売しました。

当事業に係る研究開発費は、56億円であります。

[ケミカル事業]

油脂科学、界面科学、高分子科学等における研究開発の成果をさらに深化させ、幅広い産業界の多様なニーズに対応した特徴あるケミカル製品を提供すべく、研究開発に取り組んでいます。

油脂製品では、油脂アルコールや3級アミンにおいて独自の触媒・プロセス技術開発を進めております。油脂アルコールの製造拠点であるペナンに花王オレオケミカル（マレーシア）研究所を設立し、技術開発を加速させてまいります。機能材料製品では、環境負荷低減に対応した付加価値製品の開発に努め、廃棄物が少なく、エネルギー低減に寄与する鑄造用薬剤の開発などに取り組んでおります。スペシャルティケミカルズ製品では、バイオ原料を用いたトナーバインダーのバイオ原料比率を上げる開発などを進めています。

当事業に係る研究開発費は、79億円であります。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

①売上高及び営業利益

売上高は、前期同一期間に対して0.4%増の1兆126億円（為替変動の影響を除く実質1.1%増）となりました。コンシューマープロダクツ事業では、サニタリー製品などのヒューマンヘルスケア事業及びファブリック&ホームケア事業が貢献し、売り上げは前期同一期間を上回りました。ケミカル事業では、対象業界の需要減及び原料価格の低下に伴う販売価格の改定などの影響により、売り上げは前期同一期間を下回りました。

利益面では、増収効果の他、天然油脂や石化原料を中心とした原材料価格の低下、コストダウン活動の推進や費用の効率化により、営業利益は1,016億円（対前期同一期間31億円増）となりました。

②営業外損益及び経常利益

営業外損益は、前期同一期間の17億円の利益（純額）から26億円の利益（純額）となりました。借入金の借り換えで支払利息が減少したこと、及び円高の進行が昨年より緩やかであったため為替差損が減少したことが主な要因です。

この結果、経常利益は、1,042億円（対前期同一期間40億円増）となりました。

③特別損益及び税金等調整前当期純利益

特別損益は、前期同一期間の37億円の損失（純額）から19億円の損失（純額）となりました。前期同一期間に計上した東日本大震災関連損失の影響がなくなったことが主な要因です。

この結果、税金等調整前当期純利益は、1,023億円（対前期同一期間59億円増）となりました。

④法人税等（法人税等調整額を含む）

法人税等は、前期同一期間の426億円から、482億円となりました。この結果、税効果会計適用後の法人税等の負担率は、前期同一期間の44.2%から47.1%に推移しました。

⑤当期純利益

当期純利益は、前期同一期間の518億円から10億円増加し、528億円となりました。1株当たり当期純利益は、前期同一期間の99.16円から2.0%、1.96円増加し101.12円となりました。

なお、報告セグメントの売上と営業利益の概況については、「1 業績等の概要 (1) 業績」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

①資産、負債及び純資産の状況

総資産は、1兆303億円となり、前連結会計年度末に比べ391億円増加しました。主な増加は、現金及び預金139億円、受取手形及び売掛金214億円、有価証券106億円、商品及び製品23億円であり、主な減少は、商標権などの知的財産権やのれんの償却が進んだ無形固定資産215億円です。

負債は、前連結会計年度末に比べ73億円減少し、4,343億円となりました。主な減少は、支払手形及び買掛金52億円、未払法人税等66億円です。

純資産は、前連結会計年度末に比べ464億円増加し、5,961億円となりました。主な増加は、当期純利益528億円及び為替換算調整勘定242億円であり、主な減少は、剰余金の配当金の支払い324億円によるものです。

以上の結果、自己資本比率は、前連結会計年度末の54.3%から56.6%となりました。

②キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末の現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ307億円増加し、1,604億円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において営業活動によって得られた資金は、974億円となりました。主な増加は、税金等調整前当期純利益1,023億円、減価償却費598億円、たな卸資産の増減額51億円であり、主な減少は、法人税等の支払額401億円、売上債権の増減額124億円、仕入債務の増減額96億円です。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において投資活動に使用された資金は、446億円となりました。主な内訳は、有形固定資産の取得による支出346億円、有価証券の取得による支出100億円です。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において財務活動に使用された資金は、320億円となりました。主な内訳は、少数株主への支払いを含めた配当金の支払額335億円です。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資等の金額は、41,703百万円であり、セグメントごとの内訳は次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（百万円）
ビューティケア事業	11,658
ヒューマンヘルスケア事業	8,825
ファブリック&ホームケア事業	8,695
コンシューマープロダクツ事業 計	29,178
ケミカル事業	12,525
合 計	41,703

(注) 1. 有形固定資産のほか、無形固定資産及び長期前払費用への投資が含まれております。

なお、資産除去債務に係る有形固定資産の増加額は含まれておりません。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

コンシューマープロダクツ事業では、中国で建設を進めていたベビー用紙おむつの新工場が平成24年8月に竣工し同年末より本格稼動したほか、インドネシアにおいて将来的な事業増強に向けて、第2工場の建設に着手しました。

ケミカル事業では、アジア地域を中心とした事業拡大に対応するため、インドネシアにおいて新工場の建設に着手したほか、フィリピンでは油脂アルコールの生産能力の増強のための投資などを行いました。

なお、上記の所要資金は、自己資金を充当しております。

2【主要な設備の状況】

当社グループの主要な設備の当連結会計年度末における状況は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

平成24年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
			建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び運搬 具 (百万円)	土地 (百万円) (面積千㎡)	リース資産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
和歌山工場・研究所 (和歌山県和歌山市)	ビューティケア事業 ヒューマンヘルスケア事業 ファブリック&ホームケア事業 ケミカル事業	生産設備 研究開発設備	18,507	17,428	809 (514)	—	2,902	39,646	1,682 [38]
東京工場・研究所・ すみだ事業場 (東京都墨田区)	ビューティケア事業 ヒューマンヘルスケア事業 ケミカル事業	生産設備 研究開発設備 その他設備	6,137	1,062	376 (43)	—	725	8,300	1,677 [53]
酒田工場 (山形県酒田市)	ビューティケア事業 ヒューマンヘルスケア事業	生産設備	1,235	1,543	504 (155)	—	195	3,477	110 [6]
川崎工場 (神奈川県川崎市 川崎区)	ビューティケア事業 ヒューマンヘルスケア事業 ファブリック&ホームケア事業	生産設備	4,614	4,298	7,726 (101)	—	725	17,363	257 [8]
栃木工場・研究所 (栃木県芳賀郡 市貝町)	ヒューマンヘルスケア事業 ファブリック&ホームケア事業 ケミカル事業	生産設備 研究開発設備	4,686	4,161	2,142 (247)	—	2,876	13,865	1,009 [17]
鹿島工場 (茨城県神栖市)	ヒューマンヘルスケア事業 ファブリック&ホームケア事業 ケミカル事業	生産設備	4,824	4,516	6,506 (358)	—	782	16,628	274 [4]
豊橋工場 (愛知県豊橋市)	ビューティケア事業 ヒューマンヘルスケア事業	生産設備	1,316	1,844	6,290 (314)	—	164	9,614	110 [4]
愛媛サニタリープロ ダクツ(株)への貸与資 産(愛媛県西条市)	ヒューマンヘルスケア事業 ファブリック&ホームケア事業	生産設備	1,277	3,405	962 (47)	—	614	6,258	— [—]
川崎ロジスティクス センター (神奈川県川崎市 川崎区)	ビューティケア事業 ヒューマンヘルスケア事業 ファブリック&ホームケア事業	物流設備	413	165	2,903 (27)	—	3	3,484	2 [—]
岩槻ロジスティクス センター (埼玉県さいたま市 岩槻区)	ビューティケア事業 ヒューマンヘルスケア事業 ファブリック&ホームケア事業	物流設備	302	158	1,279 (18)	—	6	1,745	2 [—]
堺ロジスティクスセ ンター (大阪府堺市西区)	ビューティケア事業 ヒューマンヘルスケア事業 ファブリック&ホームケア事業	物流設備	1,017	135	1,931 (37)	—	2	3,085	2 [—]

(2) 国内子会社

平成24年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び運搬 具 (百万円)	土地 (百万円) (面積千㎡)	リース資産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
花王カスタマーマーケティング㈱	本社ほか6 リージョン (東京都 中央区ほか)	ビューティケア 事業 ヒューマンヘル スケア事業 ファブリック& ホームケア事業	販売設備	2,290	1	8,725 (124) [3]	1,441	313	12,770	5,959 [776]
愛媛サニタリープロダクツ㈱	本社工場 (愛媛県 西条市)	ヒューマンヘル スケア事業 ファブリック& ホームケア事業	生産設備	—	—	— (—) [47]	—	—	—	236 [9]
㈱カネボウ化粧品	小田原工場 (神奈川県 小田原市)	ビューティケア 事業	生産設備	2,802	1,330	4,641 (61)	212	459	9,444	625 [114]
花王クエーカ一㈱	豊橋工場 (愛知県 豊橋市)	ケミカル事業	生産設備	183	78	— (—) [27]	—	17	278	— [—]

(3) 在外子会社

平成24年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び運搬 具 (百万円)	土地 (百万円) (面積千㎡)	リース資産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
上海花王有限 公司	上海工場 (中国 上海)	ビューティケア 事業 ヒューマンヘル スケア事業 ファブリック& ホームケア事業	生産設備	576	1,748	— (—) [135]	—	252	2,576	270 [2]
花王(合肥) 有限公司	合肥工場 (中国 合肥)	ヒューマンヘル スケア事業	生産設備	1,806	1,472	— (—) [70]	—	566	3,844	51 —
Kao (Taiwan) Corporation	新竹工場・ 研究所 (台湾 新竹)	ビューティケア 事業 ヒューマンヘル スケア事業 ファブリック& ホームケア事業	生産設備 研究開発 設備	335	707	105 (58)	—	85	1,232	215 [—]
Pilipinas Kao, Inc.	ハサーン工場 (フィリピン ミサミスオ リエントル)	ケミカル事業	生産設備	163	7,977	— (—) [448]	—	1,646	9,786	140 [2]
Kao Industrial (Thailand) Co., Ltd.	タイ工場 (タイ チョンブリ)	ビューティケア 事業 ヒューマンヘル スケア事業 ファブリック& ホームケア事業 ケミカル事業	生産設備 研究開発 設備	2,733	3,669	786 (159)	—	699	7,887	527 [—]
Fatty Chemical (Malaysia) Sdn. Bhd.	本社工場 (マレーシア ペナン)	ケミカル事業	生産設備	1,442	1,735	— (—) [105]	—	224	3,401	212 [2]
P. T. Kao Indonesia	本社工場 (インドネシ ア チカラ)	ビューティケア 事業 ヒューマンヘル スケア事業 ファブリック& ホームケア事業	生産設備	404	1,171	— (—) [89]	—	1,448	3,023	428 [—]
Kao USA Inc.	本社工場・ 研究所 (米国オハイ オ州 シン シナティ)	ビューティケア 事業	生産設備 研究開発 設備	1,343	1,687	24 (33)	—	1,262	4,316	584 [18]
Kao Chemicals Americas Corporation	本社工場 (米国ノース カロライナ 州 ハイポ イント)	ケミカル事業	生産設備 研究開発 設備	1,328	1,626	132 (233)	—	190	3,276	151 [—]
Kao Corporation GmbH	本社工場 (ドイツ ダルムシュ タット)	ビューティケア 事業	生産設備	235	511	77 (5) [27]	808	174	1,805	155 [28]
Kao Chemicals GmbH	本社工場 (ドイツ エメリッヒ)	ケミカル事業	生産設備	810	2,697	134 (73)	—	240	3,881	185 [17]

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び運搬 具 (百万円)	土地 (百万円) (面積千㎡)	リース資産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
Kao Corporation S. A.	オレッサ工場 (スペイン バルセロナ)	ケミカル事業	生産設備	1,837	672	268 (139)	—	257	3,034	126 [7]
Kao Corporation S. A.	モレ工場 (スペイン バルセロナ)	ケミカル事業	生産設備	883	680	108 (67)	—	130	1,801	71 [1]

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品と建設仮勘定であります。

2. 従業員数の[]は、臨時従業員数を外書しております。
3. 花王カスタマーマーケティング㈱は土地及び建物等を賃借しており、賃借料は年額630百万円であります。土地の面積については、[]で外書しております。
4. 提出会社は、愛媛サニタリープロダクツ㈱に、土地を含め、製造に必要なすべての設備を貸与しております。貸与中の土地については、愛媛サニタリープロダクツ㈱の土地の面積にも、[]で外書しております。
5. 提出会社の豊橋工場の土地には、花王クエーカー㈱豊橋工場に貸与中の土地27千㎡を含んでおります。花王クエーカー㈱豊橋工場の土地の面積に、[]で外書しております。
6. 提出会社の豊橋工場の従業員数には、花王クエーカー㈱豊橋工場の生産に従事している5名を含んでおります。
7. 上海花王有限公司は土地を賃借しており、賃借料は年額15百万円であります。土地の面積については、[]で外書しております。
8. 花王(合肥)有限公司は土地を賃借しており、賃借料は年額7百万円であります。土地の面積については、[]で外書しております。
9. Pilipinas Kao, Inc. は土地をMisamis Oriental Land Development Corporation (関連会社) より賃借しており、賃借料は年額5百万円であります。土地の面積については、[]で外書しております。
10. Fatty Chemical (Malaysia) Sdn. Bhd. は土地を賃借しており、賃借料は年額3百万円であります。土地の面積については、[]で外書しております。
11. P. T. Kao Indonesiaは土地を賃借しており、賃借料は年額3百万円であります。土地の面積については、[]で外書しております。
12. Kao Chemicals Americas Corporationには、同一事業所内にある同社の子会社であるHigh Point Textile Auxiliaries LLCとKao Specialties Americas LLC及びKao America Inc. の子会社であるHPC Realty, Inc. が含まれております。
13. Kao Corporation GmbHは土地を賃借しており、賃借料は年額46百万円であります。土地の面積については、[]で外書しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループ（当社及び連結子会社）の当連結会計年度後1年間の設備投資計画（新設・拡充等）は、およそ60,000百万円であり、セグメントに関連づけた内訳は次のとおりであります。

セグメントの名称	設備投資計画金額（百万円）	設備等の主な内容・目的
ビューティケア事業	32,000	インドネシア第2工場の建設ほか生産能力の拡充、合理化、維持更新等
ヒューマンヘルスケア事業		
ファブリック&ホームケア事業		
ケミカル事業	13,000	中国新工場の建設、フィリピン油脂アルコール設備の生産能力拡充ほか設備の合理化、維持更新等
その他、全社（共通）	15,000	研究開発設備の拡充及び維持更新、物流設備の拡大及び維持更新、IT関連設備投資等
合 計	60,000	

（注）1．金額には、消費税等は含まれておりません。

2．経常的な設備の更新のための除売却を除き、重要な設備の除売却の計画はありません。

3．上記計画に伴う所要資金は、自己資金を充当する予定であります。

4．各セグメントに共通の設備投資計画はその他、全社（共通）に含めております。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

平成24年12月31日現在

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,000,000,000
計	1,000,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成24年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成25年3月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	526,212,501	526,212,501	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら 限定のない当社 における標準と なる株式であ り、単元株式数 は100株でありま す。
計	526,212,501	526,212,501	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

新株予約権等の状況は、次のとおりであります。なお、新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、それぞれの定時株主総会決議又は取締役会決議により発行した新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数から、行使されたもの及び失効したものの数を減じております。

会社法の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年5月22日、平成18年8月25日及び平成18年9月28日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数(個)	3	3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,000	3,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年7月1日 至 平成25年6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 2,933 資本組入額 1,467	同左
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分 割して行使することはできな いものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得 については、当社取締役会の 決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり2,932円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算して
おります。なお、本新株予約権は、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して付与されたものであ
り、本新株予約権の払込金額1株当たり2,932円については、当社執行役員の報酬債権の対当額をもつ

て相殺されました。

2. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。
 - iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - v. 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。
 - vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。
 - viii. 新株予約権の取得事由及び条件
次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

ix. その他の新株予約権の行使の条件

次に準じて決定する。

- (1) 新株予約権者は、当社及び当社が直接または間接に40%以上の株式を有する会社の役員及び使用人の地位をすべて喪失した場合は、当該地位喪失の日から2年後の応当日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権を行使することができる期間内に限るものとする。
- (2) 1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。

平成18年6月29日定時株主総会決議並びに平成18年8月25日及び平成18年9月28日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数(個)	4	4
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,000	4,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年7月1日 至 平成25年6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 2,933 資本組入額 1,467	同左
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

- (注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり2,932円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は当社取締役に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり2,932円については、当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されました。
2. 前記「平成18年5月22日、平成18年8月25日及び平成18年9月28日取締役会決議」による新株予約権についての(注)2.に記載のとおりであります。

平成18年6月29日定時株主総会決議並びに平成18年8月25日及び平成18年9月28日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数(個)	296	291
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	296,000	291,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり3,211円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年7月1日 至 平成25年6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 3,211 資本組入額 1,606	同左
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 本新株予約権は、当社使用人並びに関係会社の取締役及び使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同額であります。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。調整後付与株式数を適用する日については、下記※の規定を準用する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

※株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、次で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得た金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（取引が成立しない日を除く。以下同じ。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

平成18年6月29日定時株主総会決議並びに平成19年7月24日及び平成19年8月30日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数(個)	4	4
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,000	4,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成21年7月1日 至 平成26年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 3,064 資本組入額 1,532	同左
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり3,063円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は当社取締役に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり3,063円については、当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

ix. その他の新株予約権の行使の条件

次に準じて決定する。

(1) 新株予約権者は、当社及び当社が直接または間接に40%以上の株式を有する会社の役員及び使用人の地位をすべて喪失した場合は、当該地位喪失の日から2年後の応当日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権を行使することができる期間内に限るものとする。

(2) 1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。

平成19年7月24日及び平成19年8月30日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数(個)	5	5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,000	5,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成21年7月1日 至 平成26年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 3,064 資本組入額 1,532	同左
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり3,063円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり3,063円については、当社執行役員の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 前記「平成18年6月29日定時株主総会決議並びに平成19年7月24日及び平成19年8月30日取締役会決議」による新株予約権についての(注) 2. に記載のとおりであります。

平成19年6月28日定時株主総会決議並びに平成19年7月24日及び平成19年8月30日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数(個)	322	315
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	322,000	315,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり3,446円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成21年9月1日 至 平成26年8月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 3,446 資本組入額 1,723	同左
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 本新株予約権は、当社使用人並びに関係会社の取締役及び使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同額であります。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。調整後付与株式数を適用する日については、下記※の規定を準用する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

※株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、次で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得た金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（取引が成立しない日を除く。以下同じ。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

平成18年6月29日定時株主総会決議並びに平成20年7月28日及び平成20年8月28日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数(個)	8	8
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,000	8,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成27年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 2,866 資本組入額 1,433	同左
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり2,865円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は当社取締役に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり2,865円については、当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日

(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

ix. その他の新株予約権の行使の条件

次に準じて決定する。

1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。

平成20年7月28日及び平成20年8月28日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数(個)	5	5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,000	5,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成27年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 2,866 資本組入額 1,433	同左
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり2,865円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり2,865円については、当社執行役員の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 前記「平成18年6月29日定時株主総会決議並びに平成20年7月28日及び平成20年8月28日取締役会決議」による新株予約権についての(注) 2. に記載のとおりであります。

平成20年6月27日定時株主総会決議並びに平成20年7月28日及び平成20年8月28日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数(個)	442	442
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	442,000	442,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり3,100円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年9月1日 至 平成27年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 3,100 資本組入額 1,550	同左
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 本新株予約権は、当社使用人並びに関係会社の取締役及び使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同額であります。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。調整後付与株式数を適用する日については、下記※の規定を準用する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

※株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、次で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得た金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（取引が成立しない日を除く。以下同じ。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

平成18年6月29日定時株主総会決議及び平成21年7月24日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数(個)	14	14
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,000	14,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年7月1日 至 平成28年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 2,116 資本組入額 1,058	同左
新株予約権の行使の条件	—	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり2,115円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は当社取締役に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり2,115円については、当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

平成21年 7月24日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年 2月28日)
新株予約権の数(個)	12	12
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,000	12,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年 7月 1日 至 平成28年 6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 2,116 資本組入額 1,058	同左
新株予約権の行使の条件	—	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり2,115円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり2,115円については、当社執行役員の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 前記「平成18年6月29日定時株主総会決議及び平成21年7月24日取締役会決議」による新株予約権についての(注) 2. に記載のとおりであります。

平成21年6月26日定時株主総会決議及び平成21年7月24日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数(個)	430	428
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	430,000	428,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり2,355円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年9月1日 至 平成28年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 2,355 資本組入額 1,178	同左
新株予約権の行使の条件	—	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 本新株予約権は、当社使用人並びに関係会社の取締役及び使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同額であります。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。調整後付与株式数を適用する日については、下記※の規定を準用する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

※株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、次で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得た金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（取引が成立しない日を除く。以下同じ。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

平成18年6月29日定時株主総会決議及び平成22年7月26日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数(個)	23	23
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	23,000	23,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成24年7月1日 至 平成29年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 1,750 資本組入額 875	同左
新株予約権の行使の条件	—	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり1,749円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は当社取締役に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり1,749円については、当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

平成22年 7 月26日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年 2 月28日)
新株予約権の数 (個)	14	12
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	14,000	12,000
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成24年 7 月 1 日 至 平成29年 6 月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額 (円) (注) 1	発行価格 1,750 資本組入額 875	同左
新株予約権の行使の条件	—	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得 については、当社取締役会の 決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額 1 株当たり1,749円と行使時の払込金額 1 株当たり 1 円を合算しております。なお、本新株予約権は、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額 1 株当たり1,749円については、当社執行役員の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 前記「平成18年 6 月29日 定時株主総会決議及び平成22年 7 月26日 取締役会決議」による新株予約権についての (注) 2. に記載のとおりであります。

平成22年6月29日定時株主総会決議及び平成22年7月26日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数(個)	431	420
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	431,000	420,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり2,190円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成24年9月1日 至 平成29年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 2,190 資本組入額 1,095	同左
新株予約権の行使の条件	—	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 本新株予約権は、当社使用人並びに関係会社の取締役及び使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同額であります。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。調整後付与株式数を適用する日については、下記※の規定を準用する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

※株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、次で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得た金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（取引が成立しない日を除く。以下同じ。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

平成18年6月29日定時株主総会決議及び平成23年7月25日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数(個)	36	36
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	36,000	36,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成25年7月1日 至 平成30年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 1,719 資本組入額 860	同左
新株予約権の行使の条件	—	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり1,718円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は当社取締役に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり1,718円については、当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

平成23年7月25日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数(個)	26	26
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	26,000	26,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成25年7月1日 至 平成30年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 1,719 資本組入額 860	同左
新株予約権の行使の条件	—	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり1,718円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり1,718円については、当社執行役員の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 前記「平成18年6月29日定時株主総会決議及び平成23年7月25日取締役会決議」による新株予約権についての(注) 2. に記載のとおりであります。

平成23年6月29日定時株主総会決議及び平成23年7月25日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数(個)	435	435
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	435,000	435,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり2,254円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成25年9月1日 至 平成30年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 2,254 資本組入額 1,127	同左
新株予約権の行使の条件	—	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得 については、当社取締役会の 決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 本新株予約権は、当社使用人並びに子会社の取締役及び使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同額であります。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。調整後付与株式数を適用する日については、下記※の規定を準用する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

※株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、次で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得た金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（取引が成立しない日を除く。以下同じ。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

平成18年6月29日定時株主総会決議及び平成24年7月25日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数(個)	28	28
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	28,000	28,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成26年7月1日 至 平成31年6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 2,120 資本組入額 1,060	同左
新株予約権の行使の条件	—	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり2,119円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は当社取締役に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり2,119円については、当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的

な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

- iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。
- v. 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。
- vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。
- viii. 新株予約権の取得事由及び条件
次に準じて決定する。
当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

平成24年7月25日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数(個)	49	49
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	49,000	49,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成26年7月1日 至 平成31年6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 2,120 資本組入額 1,060	同左
新株予約権の行使の条件	—	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり2,119円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり2,119円については、当社執行役員の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 前記「平成18年6月29日定時株主総会決議及び平成24年7月25日取締役会決議」による新株予約権についての(注) 2. に記載のとおりであります。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

記載事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (千株)	発行済株式総数 残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年3月31日 (注) 1	△9,300	540,144	—	85,424	—	108,889
平成22年3月31日	—	540,144	—	85,424	—	108,889
平成23年3月31日	—	540,144	—	85,424	—	108,889
平成24年3月31日 (注) 2	△13,931	526,213	—	85,424	—	108,889
平成24年12月31日	—	526,213	—	85,424	—	108,889

(注) 1. 自己株式の消却 (平成20年9月10日 9,300千株)

2. 自己株式の消却 (平成23年5月20日 13,931千株)

(6) 【所有者別状況】

平成24年12月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状 況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	242	50	845	525	28	50,279	51,969	—
所有株式数 (単元)	—	1,537,374	133,685	212,338	2,569,146	218	803,836	5,256,597	552,801
所有株式数 の割合 (%)	—	29.25	2.54	4.04	48.88	0.00	15.29	100.00	—

(注) 1. 自己株式3,811,653株は、「個人その他」に38,116単元及び「単元未満株式の状況」に53株を含めて記載しております。

2. 「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、57単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成24年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式 数の割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	28,309	5.38
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	24,394	4.64
ノーザン トラスト カンパニー (エイブ イエフシー) サブ アカウント アメリカ ン クライアント (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	24,283	4.61
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	11,741	2.23
メロン バンク エヌエー アズ エージ ェント フォー イッツ クライアント メロン オムニバス ユーエス ペンショ ン (常任代理人 株式会社みずほコーポレー ト銀行決済営業部)	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA 02108 (東京都中央区月島4丁目16-13)	11,460	2.18
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000AUSTRALIA (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	11,122	2.11
ノーザン トラスト カンパニー エイブ イエフシー リ ユーエス タックス エ グゼンプテド ペンション ファンズ (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	10,862	2.06
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	10,442	1.98
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505225 (常任代理人 株式会社みずほコーポレー ト銀行決済営業部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区月島4丁目16-13)	9,759	1.85
花王グループ従業員持株会	東京都中央区日本橋茅場町1丁目14-10号	9,280	1.76
計	—	151,653	28.82

- (注) 1. 上記の株主の所有株式数には、信託業務または株式保管業務に係る株式数が含まれている場合があります。
2. シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピーから、平成24年3月22日付で大量保有報告書の提出があり、平成24年3月19日現在で下記のとおり株券等を保有する旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末における実質保有株式数の確認ができないため、上記の大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピー	26,393	5.02

3. 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社から、平成24年6月6日付で大量保有報告書の提出があり、平成24年5月31日現在で以下の3社が下記のとおり株券等を保有する旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末における実質保有株式数の確認ができないため、上記の大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
三井住友信託銀行株式会社	20,391	3.88
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	1,351	0.26
日興アセットマネジメント株式会社	4,675	0.89
計	26,417	5.02

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成24年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,811,600	—	普通株式の内容は、上記(1)株式の総数等②発行済株式の「内容」欄に記載のとおりであります。
完全議決権株式(その他) (注)	普通株式 521,848,100	5,218,481	同上
単元未満株式	普通株式 552,801	—	同上
発行済株式総数	526,212,501	—	—
総株主の議決権	—	5,218,481	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の「株式数」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が5,700株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数57個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成24年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
花王株式会社	東京都中央区日本橋 茅場町一丁目14番10号	3,811,600	—	3,811,600	0.72
計	—	3,811,600	—	3,811,600	0.72

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法及び会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は以下のとおりであります。

(平成17年6月29日定時株主総会決議及び取締役会決議)

旧商法に基づき、当社及び関係会社の取締役並びに使用人に対して新株予約権を発行することを、平成17年6月29日開催の第99期定時株主総会及び取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成17年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 13名 当社使用人 90名 関係会社取締役 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	1,167,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,685円(注)2
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～平成24年6月29日
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 当社普通株式の分割または併合が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

2. 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使、平成13年6月28日開催の当社第95期定時株主総会の決議に基づき当社が取得した自己株式のストックオプションの権利者への譲渡、既に発行されている転換社債の転換、単元未満株式の売り渡し請求に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による当社の所有する自己株式の移転の場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式の総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社普通株式の分割または併合が行われる場合には、行使価額は当該株式の分割または併合の比率に応じ調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

(平成18年5月22日、平成18年8月25日及び平成18年9月28日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成18年5月22日、平成18年8月25日及び平成18年9月28日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成18年5月22日、平成18年8月25日及び平成18年9月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役を兼務しない当社執行役員 12名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	12,000株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

(平成18年6月29日定時株主総会決議並びに平成18年8月25日及び平成18年9月28日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成18年6月29日開催の第100期定時株主総会並びに平成18年8月25日及び平成18年9月28日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成18年6月29日、平成18年8月25日及び平成18年9月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 14名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	26,000株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

(平成18年6月29日定時株主総会決議並びに平成18年8月25日及び平成18年9月28日取締役会決議)

会社法に基づき、当社使用人並びに関係会社の取締役及び使用人に対してストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成18年6月29日開催の第100期定時株主総会並びに平成18年8月25日及び平成18年9月28日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成18年6月29日、平成18年8月25日及び平成18年9月28日
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 79名 関係会社取締役 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	437,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり3,211円(注)2
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1. 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

2. 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、平成13年6月28日開催の第95期定時株主総会の決議に基づき当社が取得した自己株式のストックオプションの権利者への譲渡、単元未満株主の単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合は、いずれも行使価額の調整を行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式の総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除して得た数とし、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

また、割当日後、当社普通株式の株式の分割または株式の併合が行われる場合には、行使価額は当該株式の分割または株式の併合の比率に応じ調整され、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

(平成18年6月29日定時株主総会決議並びに平成19年7月24日及び平成19年8月30日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成18年6月29日開催の第100期定時株主総会並びに平成19年7月24日及び平成19年8月30日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成18年6月29日、平成19年7月24日及び平成19年8月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 13名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	25,000株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

(平成19年7月24日及び平成19年8月30日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成19年7月24日及び平成19年8月30日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成19年7月24日及び平成19年8月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役を兼務しない当社執行役員 14名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	14,000株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

(平成19年6月28日定時株主総会決議並びに平成19年7月24日及び平成19年8月30日取締役会決議)

会社法に基づき、当社使用人並びに関係会社の取締役及び使用人に対してストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成19年6月28日開催の第101期定時株主総会並びに平成19年7月24日及び平成19年8月30日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成19年6月28日、平成19年7月24日及び平成19年8月30日
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 78名 関係会社取締役 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	430,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり3,446円(注)2
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1. 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

2. 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、平成13年6月28日開催の第95期定時株主総会の決議に基づき当社が取得した自己株式のストックオプションの権利者への譲渡、単元未満株主の単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合は、いずれも行使価額の調整を行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式の総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除して得た数とし、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

また、割当日後、当社普通株式の株式の分割または株式の併合が行われる場合には、行使価額は当該株式の分割または株式の併合の比率に応じ調整され、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

(平成18年6月29日定時株主総会決議並びに平成20年7月28日及び平成20年8月28日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成18年6月29日開催の第100期定時株主総会並びに平成20年7月28日及び平成20年8月28日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成18年6月29日、平成20年7月28日及び平成20年8月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 14名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	24,000株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

(平成20年7月28日及び平成20年8月28日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成20年7月28日及び平成20年8月28日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成20年7月28日及び平成20年8月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役を兼務しない当社執行役員 12名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	12,000株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

(平成20年6月27日定時株主総会決議並びに平成20年7月28日及び平成20年8月28日取締役会決議)

会社法に基づき、当社使用人並びに関係会社の取締役及び使用人に対してストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成20年6月27日開催の第102期定時株主総会並びに平成20年7月28日及び平成20年8月28日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成20年6月27日、平成20年7月28日及び平成20年8月28日
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 81名 関係会社取締役 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	447,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり3,100円(注)2
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1. 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

2. 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、平成13年6月28日開催の第95期定時株主総会の決議に基づき当社が取得した自己株式のストックオプションの権利者への譲渡、単元未満株主の単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合は、いずれも行使価額の調整を行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式の総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除して得た数とし、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

また、割当日後、当社普通株式の株式の分割または株式の併合が行われる場合には、行使価額は当該株式の分割または株式の併合の比率に応じ調整され、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

(平成18年6月29日定時株主総会決議及び平成21年7月24日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成18年6月29日開催の第100期定時株主総会及び平成21年7月24日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成18年6月29日及び平成21年7月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 13名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	36,000株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	—
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

(平成21年7月24日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成21年7月24日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成21年7月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役を兼務しない当社執行役員 12名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	24,000株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	—
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

(平成21年6月26日定時株主総会決議及び平成21年7月24日取締役会決議)

会社法に基づき、当社使用人並びに関係会社の取締役及び使用人に対してストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成21年6月26日開催の第103期定時株主総会及び平成21年7月24日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成21年6月26日及び平成21年7月24日
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 74名 関係会社取締役 8名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	430,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,355円(注)2
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	—
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1. 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

2. 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、単元未満株主の単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合は、いずれも行使価額の調整を行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式の総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除して得た数とし、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

また、割当日後、当社普通株式の株式の分割または株式の併合が行われる場合には、行使価額は当該株式の分割または株式の併合の比率に応じ調整され、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

(平成18年6月29日定時株主総会決議及び平成22年7月26日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成18年6月29日開催の第100期定時株主総会及び平成22年7月26日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成18年6月29日及び平成22年7月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 14名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	38,000株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	—
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

(平成22年7月26日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成22年7月26日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成22年7月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役を兼務しない当社執行役員 12名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	24,000株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	—
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

(平成22年6月29日定時株主総会決議及び平成22年7月26日取締役会決議)

会社法に基づき、当社使用人並びに関係会社の取締役及び使用人に対してストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成22年6月29日開催の第104期定時株主総会及び平成22年7月26日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成22年6月29日及び平成22年7月26日
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 81名 関係会社取締役 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	435,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,190円(注)2
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	—
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1. 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

2. 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、単元未満株主の単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合は、いずれも行使価額の調整を行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式の総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除して得た数とし、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

また、割当日後、当社普通株式の株式の分割または株式の併合が行われる場合には、行使価額は当該株式の分割または株式の併合の比率に応じ調整され、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

(平成18年6月29日定時株主総会決議及び平成23年7月25日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成18年6月29日開催の第100期定時株主総会及び平成23年7月25日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成18年6月29日及び平成23年7月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 13名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	36,000株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	—
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

(平成23年7月25日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成23年7月25日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成23年7月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役を兼務しない当社執行役員 13名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	26,000株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	—
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

(平成23年6月29日定時株主総会決議及び平成23年7月25日取締役会決議)

会社法に基づき、当社使用人並びに子会社の取締役及び使用人に対してストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成23年6月29日開催の第105期定時株主総会及び平成23年7月25日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成23年6月29日及び平成23年7月25日
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 81名 子会社取締役及び使用人 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	435,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,254円(注)2
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	—
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1. 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

2. 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、単元未満株主の単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合は、いずれも行使価額の調整を行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式の総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除して得た数とし、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

また、割当日後、当社普通株式の株式の分割または株式の併合が行われる場合には、行使価額は当該株式の分割または株式の併合の比率に応じ調整され、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

(平成18年6月29日定時株主総会決議及び平成24年7月25日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成18年6月29日開催の第100期定時株主総会及び平成24年7月25日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成18年6月29日及び平成24年7月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	30,000株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	—
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

(平成24年7月25日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成24年7月25日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成24年7月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役を兼務しない当社執行役員 22名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	49,000株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	—
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (平成25年2月5日) での決議状況 (取得期間 平成25年2月6日～平成25年4月26日)	12,500,000 (上限)	30,000,000,000 (上限)
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	—	—
当期間における取得自己株式 (注)	3,640,000	10,480,844,200
提出日現在の未行使割合 (%)	70.9	65.1

(注) 当期間とは、当事業年度の末日の翌日から本有価証券報告書提出日までの期間であります。ただし、当期間における取得自己株式及び提出日現在の未行使割合には、平成25年3月1日から本有価証券報告書提出日までの取得株式は含まれておりません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	2,907	6,402,701
当期間における取得自己株式 (注)	1,092	2,846,711

(注) 当期間とは、当事業年度の末日の翌日から本有価証券報告書提出日までの期間であります。ただし、当期間における取得自己株式には、平成25年3月1日から本有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買い取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間 (注)	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他				
(ストックオプションの権利行使)	37,000	71,900,000	15,000	35,783,000
(単元未満株式の売り渡し)	236	523,057	115	304,441
保有自己株式数	3,811,653	—	7,437,630	—

(注) 当期間とは、当事業年度の末日の翌日から本有価証券報告書提出日までの期間であります。ただし、当期間における取得自己株式の処理状況及び保有状況には、平成25年3月1日から本有価証券報告書提出日までのストックオプションの権利行使並びに単元未満株式の売り渡し及び買い取りによる株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、利益ある成長を達成するため、中長期の経営視点から、設備投資や買収を行うための内部留保を確保し、配当については、安定的かつ継続的に行うことを重視しております。また、資本効率の向上を勘案した自己株式の取得・消却についても弾力的に考えていきます。

この方針のもと、当事業年度の期末配当金は、前事業年度と同額の1株当たり31円となりました。

この結果、年間配当金は中間配当金と合わせて前事業年度に比べ2円増配の1株当たり62円、連結での配当性向は61.3%となりました。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。中間配当については、定款に「取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定めております。なお、当事業年度は平成24年9月30日を基準日として中間配当を実施いたしました。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)
平成24年10月23日 取締役会決議	16,194	31
平成25年3月26日 第107期定時株主総会決議	16,194	31

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第103期	第104期	第105期	第106期	第107期
決算年月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成24年12月
最高 (円)	3,250	2,430	2,432	2,295	2,391
最低 (円)	1,746	1,801	1,830	1,950	1,997

- (注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所（市場第一部）におけるものであります（以下も同様であります。）。
2. 第107期は、決算期変更により平成24年4月1日から平成24年12月31日までの9か月間となっております。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成24年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高 (円)	2,252	2,391	2,379	2,330	2,273	2,318
最低 (円)	2,053	2,112	2,250	2,182	2,142	2,201

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 取締役会会長		尾崎 元規	昭和24年6月6日生	昭和47年4月 当社入社 平成12年4月 当社化粧品事業本部長 平成14年4月 当社ハウスホールド事業本部長 平成14年6月 当社取締役執行役員 平成16年6月 当社代表取締役社長執行役員 平成24年6月 当社取締役取締役会会長（現任）	※1	42,900
代表取締役 社長執行役員		澤田 道隆	昭和30年12月20日生	昭和56年4月 当社入社 平成15年7月 当社サニタリー研究所長 平成18年6月 当社研究開発部門 副統括 当社執行役員 平成19年4月 当社ヒューマンヘルスケア研究センター長 平成20年6月 当社取締役執行役員 平成24年6月 当社代表取締役社長執行役員（現任）	※1	14,700
代表取締役 専務執行役員	コンシューマー プロダクツ 統括、コーポ レートコミュ ニケーション 部門担当、花 王プロフェッ ショナル・サ ービス(株)担当	神田 博至	昭和24年5月2日生	昭和48年4月 当社入社 平成14年2月 当社サニタリー事業本部長 平成14年6月 当社執行役員 平成16年6月 当社取締役執行役員 平成18年6月 当社MK開発部門統括 花王プロフェッショナル・サービス(株) 担当（現任） 当社取締役常務執行役員 当社家庭品事業部門 担当 平成19年4月 当社コンシューマープロダクツ 担当 平成20年6月 当社代表取締役常務執行役員 平成21年3月 当社ビューティケア事業ユニット長 平成22年6月 当社代表取締役専務執行役員（現任） 平成23年3月 当社コンシューマープロダクツ統括 （現任） 平成24年6月 当社コーポレートコミュニケーション 部門 担当（現任）	※1	41,600
代表取締役 専務執行役員	花王カスタマ ーマーケティング(株)代表取 締役社長執行 役員	高橋 辰夫	昭和27年1月1日生	昭和50年4月 当社入社 平成14年4月 花王販売(株)近畿支社長 平成15年6月 当社理事 平成16年5月 花王販売(株)代表取締役専務執行役員 平成16年6月 当社執行役員 平成18年1月 花王販売(株)代表取締役社長執行役員 平成18年6月 当社取締役執行役員 平成19年4月 花王カスタマーマーケティング(株)代表 取締役社長執行役員（現任） 平成20年6月 当社取締役常務執行役員 平成24年6月 当社代表取締役専務執行役員（現任）	※1	14,700

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 常務執行役員	人材開発部門 統括、経営戦 略室担当、法 務・コンプラ イアンス部門 担当、花王グ ループ企業年 金基金 理事 長、花王健康 保険組合 理 事長	西藤 俊秀	昭和27年7月16日生	昭和51年4月 当社入社 平成15年3月 当社化学品事業本部 副本部長 平成15年6月 当社理事 平成16年6月 Pilipinas Kao, Inc. 取締役会長 Fatty Chemical (Malaysia) Sdn. Bhd. 取 締役会長 Kao Chemicals Europe, S.L. 取締役会長 当社取締役執行役員 当社化学品事業本部長 平成19年4月 当社ケミカル事業ユニット長 平成22年6月 Kao Brands Company (現 Kao USA Inc.) 取締役会長 (現任) 当社経営戦略室統括 平成23年3月 当社人材開発部門統括 (現任) 花王グループ企業年金基金 理事長 (現任) 花王健康保険組合 理事長 (現任) 平成24年6月 当社取締役常務執行役員 (現任) 当社法務・コンプライアンス部門 担 当 (現任) 平成25年3月 当社経営戦略室 担当 (現任)	※1	34,000
取締役 常務執行役員	会計財務部門 担当、購買部 門担当、情報 システム部門 担当、EVA 推進担当	橋本 健	昭和26年9月7日生	昭和49年4月 当社入社 平成11年11月 当社化成品事業部長 平成16年6月 当社理事、機能材料事業部長 平成18年3月 当社購買部門統括 平成18年6月 当社執行役員 平成20年6月 当社取締役執行役員 平成24年6月 当社取締役常務執行役員 (現任) 当社会計財務部門 担当、情報システ ム部門 担当、EVA推進 担当 (現 任) 平成25年3月 当社購買部門 担当 (現任)	※1	16,800
取締役 常務執行役員	生産技術部門 統括、ケミカ ル事業ユニッ ト担当、環 境・安全推進 本部担当、ロ ジスティクス 部門担当、T C R 担当	三井 久夫	昭和28年2月20日生	昭和53年4月 当社入社 平成15年7月 当社化粧品生産センター長、東京工場 長 平成18年3月 当社ハウスホールド・KPS生産セン ター長 当社和歌山工場長 平成18年6月 当社執行役員 平成19年4月 当社ファブリック&ホームケアSCM センター長 平成20年6月 当社生産技術部門 副統括 (ファブリ ック&ホームケア・ケミカルSCM 担当) 平成22年3月 当社生産技術部門副統括 平成22年6月 当社取締役執行役員 平成23年3月 当社SCM戦略企画室長 平成24年6月 当社取締役常務執行役員 (現任) 当社生産技術部門統括 (現任) 当社環境・安全推進本部長 当社ケミカル事業ユニット 担当、ロ ジスティクス部門 担当、TCR 担 当 (現任) 平成25年3月 当社環境・安全推進本部 担当 (現 任)	※1	11,700

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		池田 輝彦	昭和21年12月5日生	昭和44年4月 株式会社富士銀行入行 平成8年6月 同行取締役支店部長 平成10年4月 同行常務取締役 平成13年5月 同行専務取締役 平成14年4月 株式会社みずほコーポレート銀行取締役副頭取 平成16年6月 みずほ信託銀行株式会社取締役社長 平成20年6月 同社取締役会長 平成22年6月 同社顧問（現任） 当社取締役（現任）	※1	—
取締役		門永 宗之助	昭和27年8月5日生	昭和51年4月 千代田化工建設株式会社入社 昭和61年8月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インコーポレーテッド・ジャパン入社 平成21年7月 イントリンジクス (Intrinsics) 代表（現任） 平成24年6月 当社取締役（現任）	※1	10,000
取締役		長島 徹	昭和18年1月2日生	昭和40年4月 帝人株式会社入社 平成12年6月 同社取締役CESHO（グループ環境安全責任者） 平成13年4月 同社取締役CMO（グループマーケティング責任者）兼 経営企画室長 平成13年6月 同社常務取締役CMO（グループマーケティング責任者）兼 経営企画室長 平成13年11月 同社代表取締役社長COO（最高執行責任者） 平成14年6月 同社代表取締役社長CEO（最高経営責任者） 平成20年6月 同社取締役会長（現任） 平成25年3月 当社取締役（現任）	※1	—
常勤監査役		石毛 孝幸	昭和30年1月1日生	昭和53年4月 当社入社 平成15年1月 当社経営監査室部長（海外担当） 平成18年9月 当社経営監査室長 平成23年6月 当社常勤監査役（現任）	※2	7,200
常勤監査役		小林 省治	昭和28年12月29日生	昭和54年4月 当社入社 平成18年6月 当社執行役員 平成19年4月 当社ケミカル事業ユニット副事業ユニット長 平成22年6月 当社ケミカル事業ユニット長 平成23年3月 Fatty Chemical (Malaysia) Sdn. Bhd. 取締役会長 Pilipinas Kao, Inc. 取締役会長 Kao Chemicals Europe, S.L. 取締役会長 平成25年3月 当社常勤監査役（現任）	※3	7,300
監査役		大江 忠	昭和19年5月20日生	昭和44年4月 弁護士登録 平成18年6月 当社監査役（現任） 平成19年5月 大江忠・田中豊法律事務所を開設し、現在に至る 平成22年4月 青山学院大学法科大学院教授（現任）	※4	13,400

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役		鈴木 輝夫	昭和24年10月21日生	昭和53年8月 公認会計士登録 平成23年9月 有限責任あずさ監査法人シニアパートナー 平成24年6月 当社監査役（現任）	※5	—
監査役		五十嵐 則夫	昭和23年7月16日生	昭和52年4月 公認会計士登録 昭和63年7月 青山監査法人代表社員 平成18年9月 あらた監査法人代表社員 平成19年4月 国立大学法人横浜国立大学大学院国際社会科学研究所教授 平成20年4月 国立大学法人横浜国立大学経営学部教授（現任） 平成25年3月 当社監査役（現任）	※3	—
計						214,300

(注) 1. 取締役 池田 輝彦、同 門永 宗之助、同 長島 徹の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 監査役 大江 忠、同 鈴木 輝夫、同 五十嵐 則夫の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3. 取締役及び監査役の任期は、次のとおりであります。

※1 平成24年12月期に係る定時株主総会終結の時から平成25年12月期に係る定時株主総会終結の時まで。

※2 平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成26年12月期に係る定時株主総会終結の時まで。

※3 平成24年12月期に係る定時株主総会終結の時から平成28年12月期に係る定時株主総会終結の時まで。

※4 平成22年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成25年12月期に係る定時株主総会終結の時まで。

※5 平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成27年12月期に係る定時株主総会終結の時まで。

4. 当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員は28名で、内6名は取締役を兼務しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業価値の継続的な増大をめざして、スピード感があり、効率が良く、健全で透明性の高い経営が実現できるよう、経営体制及び内部統制システムを整備・運用し、必要な施策を実施していくことが、当社のコーポレート・ガバナンスに関する取り組みの基本的な考え方であり、経営上の最も重要な課題のひとつと位置づけております。株主をはじめとするステークホルダーからの要請、社会動向などを踏まえて上記経営課題の検証を毎年行い、適宜必要な施策を実施しています。

①企業統治の体制

イ. 企業統治の体制の概要

当社では、社外取締役を含む取締役会と監査役会というガバナンスの枠組みの中で、監督と執行の分離を進めていく体制として、執行役員制度を導入しています。平成25年3月の定時株主総会終結後の経営体制は、平成24年に実施したコーポレート・ガバナンスの改革（社外取締役の増員、取締役人員の減少、執行役員体制の強化）を継続し、社外取締役3名を含む取締役10名、社外監査役3名を含む監査役5名、専任の役付執行役員4名を含む執行役員28名となりました。全社外取締役及び全社外監査役は、経営陣から独立した中立性を保っています。取締役会の議長である取締役会会長は、代表取締役及び執行役員を兼務しておりません。取締役及び執行役員の任期は1年であります。

当事業年度において開催された取締役会は臨時取締役会を含めて12回であり、当事業年度末における社外取締役の平均出席率は95.2%、社外監査役の平均出席率は100%となっております。社外取締役に対しては、取締役会における充実した議論に資するため、取締役会の議題の提案の背景、目的、その内容等につき、毎回取締役会の開催前に、取締役会の事務局より十分な説明が行われております。

委員会設置会社における報酬委員会及び指名委員会と同様の機能を果たす機関として、報酬諮問委員会及び会長・社長選任審査委員会を設置しております。

報酬諮問委員会は、取締役会会長、全代表取締役及び全社外取締役により構成され、取締役及び執行役員の報酬制度や報酬水準について意見を求め、審査評価を実施するもので、少なくとも年1回の役員報酬改定時期に開催しております。その審査評価結果については、取締役会にて報告するものとしております。平成25年2月には、全委員の出席による報酬諮問委員会が開催され、取締役及び執行役員に対する現行の報酬制度と報酬水準について妥当であるとの審査評価を受けており、その旨が平成25年3月に開催された取締役会にて報告されております。

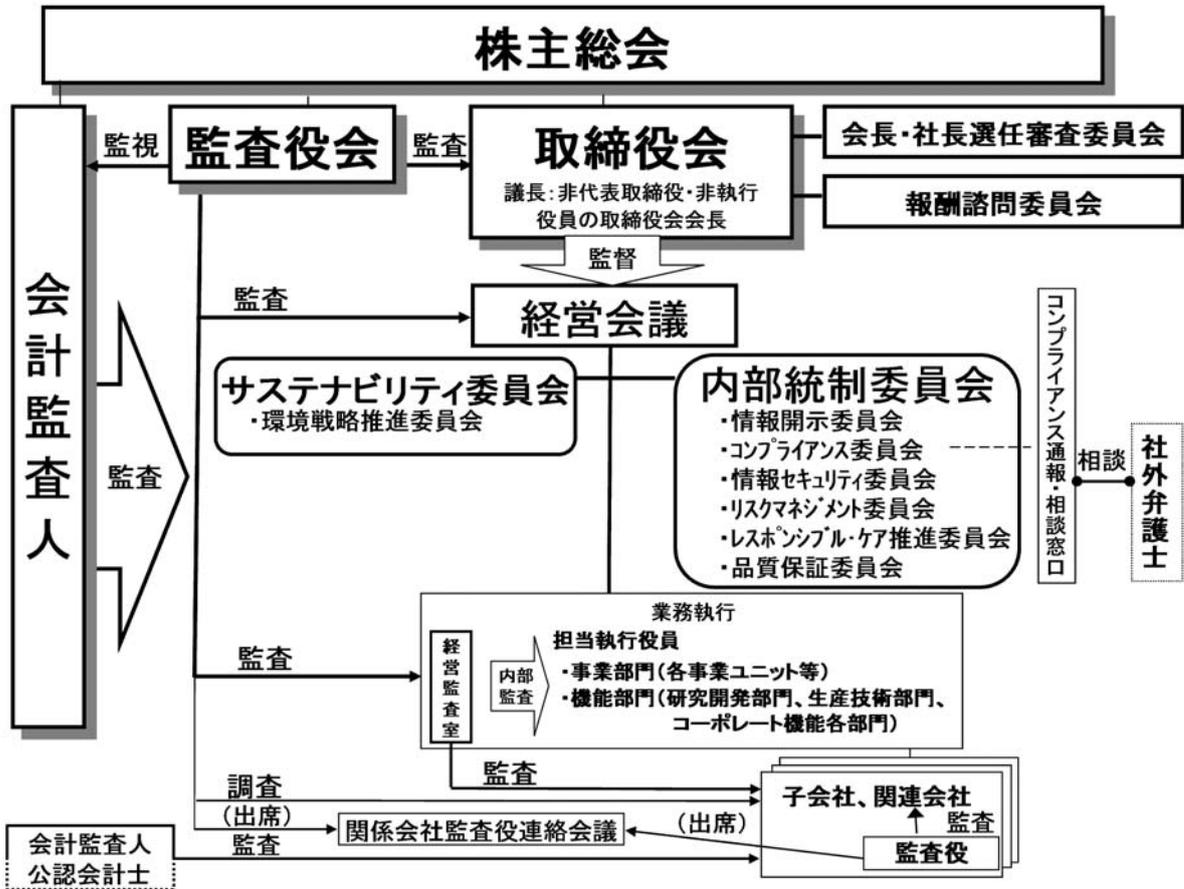
会長・社長選任審査委員会は、全社外取締役及び全社外監査役だけで構成し、会長と社長の選任及び再任の際

に、その適正さにつき、事前に同委員会の審査を経て、取締役会に意見具申をするものです。なお、会長・社長は、審査のために必要かつ十分な検討資料（審査対象者に関する資料のほか、取締役等の担当区分を含む新経営体制の概要を含む）を審査委員会開催前に各委員に提出し、審査の充実に供しております。平成25年3月の定時株主総会における取締役改選後の会長・社長選任に際しては、それに先立ち全委員が出席し会長・社長選任審査委員会が開催され、取締役会に候補者の適正性に問題はない旨の意見が出されております。

ロ. 企業統治の体制を採用する理由

当社においては、上記のように諸施策を実施することで、絶えずガバナンス体制の向上を図ってまいりました。今後も、ガバナンス体制の向上を、経営の課題として継続検討していきますが、現状においては、委員会設置会社に移行する特段の理由がなく、上記諸施策による監査役会設置会社としての現体制を基礎として継続的なガバナンス体制の向上を図ることが適当と判断しております。

当社の業務執行・経営の監視の仕組み、内部統制システムとリスク管理体制の模式図は次のとおりであります。



(注) 当社は、企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて、弁護士などの複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

ハ. その他の企業統治に関する事項

○内部統制システムの整備の状況

当社は、経営会議の一運営形態として、内部統制の基本方針や運用計画の審議・決定、関連委員会活動状況のモニタリング、内部統制活動の有効性の確認などを行う内部統制委員会（委員長：代表取締役社長執行役員）を設置しております。なお、内部統制委員会の下に以下の関連委員会を配備しております。

- ・情報開示委員会
- ・コンプライアンス委員会
- ・情報セキュリティ委員会
- ・リスクマネジメント委員会
- ・レスポンシブル・ケア推進委員会
- ・品質保証委員会

○リスク管理体制の整備の状況

リスク管理体制については、事業活動全般にわたり生じ得るさまざまなリスクのうち、経営戦略上のリスクについては、事前に関連部門においてリスクの分析やその対応策の検討を行い、必要に応じて取締役会または経営会議において審議を行っております。業務運営上のリスクについては、「花王リスクマネジメントポリシー」に基づいて管理しております。また、リスクマネジメントを担当する取締役を委員長とするリスクマネジメント委員会において、全社横断的なリスク管理の推進と、災害その他の危機発生時の対応策を整備しています。なお、重大な危機が発生した場合には、代表取締役社長執行役員を本部長とする対策本部を設置して対応を行います。

ニ. 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外役員との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任を、1,000万円または法令が定める額のいずれか高い額を限度として負担するものとする契約を締結しております。

②内部監査及び監査役監査の状況

イ. 内部監査及び監査役監査の組織、人員及び手続

当社は、経営監査室を設置しており、国内外の関係会社を含めた業務プロセスの適正性及び経営の妥当性、効率性を監査し、監査結果は、代表取締役社長執行役員、業務担当執行役員及び監査役に報告しております。現在スタッフは国内外のグループ会社を含め40名ですが、それ以外に配置している環境安全、品質保証、輸出管理などに関する専門監査スタッフなどと連携をとっております。また、一部の重要な関係会社については、会社法に基づく、または、任意に会計監査を監査法人にお願いしております。

当社の監査役は5名で、3名が社外監査役、2名が社内出身の常勤監査役です。当事業年度において開催された監査役会は5回であり、当事業年度末における監査役の出席率は100%です。監査役会及び監査役に専任のスタッフは配置されておきませんが、経営監査室、法務・コンプライアンス部門、会計財務部門などの機能部門が部分的にスタッフ業務を務めております。監査役の監査活動は、重要会議への出席、工場・研究所などの往査、事業部門・機能部門のヒアリング、国内外の子会社調査、代表取締役との意見交換会、国内関係会社監査役連絡会議（半期毎に開催し、当社監査役と関係会社監査役間相互の情報交換などを目的とする。）などを定例化して実施しています。

なお、常勤監査役石毛孝幸氏は、長年当社の経理業務を経験し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、社外監査役鈴木輝夫氏及び五十嵐則夫氏は公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

ロ. 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係

監査役は、会計監査人との関係においては、監査の独立性と適正性を監視しながら、監査計画報告（年次）及び会計監査結果報告（四半期レビュー・期末決算毎）の受領と協議を行っております。また、会計監査人及び経営監査室をはじめとする内部監査部門とは、必要の都度相互の情報交換・意見交換を行うなどの連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上をめざしています。

内部統制委員会は、内部統制システムの構築・運用の方針や具体策を定め、内部監査部門がその実施状況について監査を実施し、各部門や子会社が必要な改善を行い、監査役監査や会計監査において内部統制システムの構築・運用状況が妥当であることを確認しております。

③ 社外取締役及び社外監査役の状況

イ. 社外取締役及び社外監査役の員数並びに社外取締役及び社外監査役と当社との人的・資金的・取引関係その他の利害関係

当社の社外取締役は3名、社外監査役は3名であります。

社外取締役池田輝彦氏は、みずほ信託銀行株式会社及び株式会社みずほコーポレート銀行の業務執行に携わっていましたが、平成22年6月以降、同社及び同行を含むみずほフィナンシャルグループ各社の業務執行には携わっていません。みずほ信託銀行株式会社と当社との間には、企業年金に関する業務委託の取引関係がありますが、直近事業年度における当社の売上高及び同社の業務粗利益それぞれに対する当該取引金額の割合は、いずれも1%未満であります。また、当社は、同社が提供する指定金銭信託商品を利用し、当社資産の運用を行っておりますが、直近事業年度期末時点において、その金額は、当社の総資産の1%未満であり、当該指定金銭信託商品の信託元本の合計額の2%未満であります。また、当社は、自己株式を取得することを目的として、同社に信託を行っておりますが、直近事業年度における当社の売上高及び同社の業務粗利益それぞれに対する当該信託にかかる報酬額の割合は、いずれも1%未満であります。株式会社みずほコーポレート銀行と当社との間には、海外市場に関するアドバイザー業務委託の取引関係がありますが、直近事業年度における当社の売上高及び同行の業務粗利益それぞれに対する当該取引金額の割合は、いずれも1%未満であります。また、当社は、直近事業年度期末時点において、同行から200億円の借入金があります。

社外取締役長島徹氏は、帝人株式会社の業務執行に携わっていましたが、平成20年6月の同社取締役会長就任以降は、主に同社の対外的業務執行に携わっており、社内業務執行には直接携わっていません。同社と当社との間には、商品購入の取引関係がありますが、直近事業年度における当社の売上高及び同社の売上高それぞれに対する当該取引金額の割合は、いずれも1%未満であります。同氏は一般社団法人日本在外企業協会会長を務めており、同協会と当社との間には、会費支払の取引関係がありますが、直近事業年度における当社の売上高に対する当該取引金額の割合は、1%未満であり、同協会の経常収益に対する当該取引金額の割合は、2%未満であります。また、同氏は公益社団法人経済同友会副代表幹事を務めており、同会と当社との間には、会費支払の取引関係がありますが、直近事業年度における当社の売上高及び同会の経常収益それぞれに対する当該取引金額の割合は、いずれも1%未満であります。直近事業年度において、当社から同会への寄付がありましたが、当社の売上高及び同会の経常収益それぞれに対する当該寄付金額の割合は、いずれも1%未満であります。

社外監査役五十嵐則夫氏は、あらた監査法人の業務執行に携わっていましたが、平成19年4月以降、同監査法人の業務執行には携わっていません。同監査法人と当社との間には、同監査法人主催のセミナー受講の取引関係がありますが、直近事業年度における当社の売上高及び同監査法人の業務収入それぞれに対する当該取引金額の割合は、いずれも1%未満であります。また、同氏は国立大学法人横浜国立大学の業務執行に携わっており、同大学と当社との間には、研究委託の取引関係がありますが、直近事業年度における当社の売上高及び同大学の経常収益それぞれに対する当該取引金額の割合は、いずれも1%未満であります。

上記以外にいずれの社外取締役、社外監査役とも当社との間には特別な利害関係はありません。

ロ. 社外取締役及び社外監査役が当社の企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役には、経営者や経営コンサルタントとしての豊富な経験と高い見識を当社の経営に生かしていただくことを期待し、当社の経営陣から独立した中立な立場から、経営判断が会社内部者の論理に偏ることがないようにチェックする機能を担っていただいております。

社外監査役には、弁護士、公認会計士や大学教授としての高い専門性と豊富な経験・知識に基づく視点を監査に生かしていただくことを期待しております。

ハ. 社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針の内容

当社における社外取締役及び社外監査役を独立役員として認定する独立性の基準を明らかにすることを目的として、全監査役の同意のもと、当社取締役会の承認により、「花王株式会社 社外役員の独立性に関する基準」を制定しております。社外取締役及び社外監査役が会社から独立していることの重要性に鑑み、社外取締役及び社外監査役候補者の検討にあたっては、同基準による独立性を重視しております。

なお、社外取締役池田輝彦、門永宗之助及び長島徹の3氏並びに社外監査役大江忠、鈴木輝夫及び五十嵐則夫の3氏について、同基準に照らし、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ています。

同基準は、当社ウェブサイトに掲載しております。

http://www.kao.com/jp/corp_info/governance.html

二. 社外取締役及び社外監査役の選任状況

	氏名	主な職業	選任の理由
社外取締役	池田輝彦	みずほ信託銀行株式会社顧問	金融機関の経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に生かしていただくことを期待し、選任しております。
	門永宗之助	イントリンジクス (Intrinsics) 代表	経営コンサルタントとしての豊富な経験と高い見識を当社の経営に生かしていただくことを期待し、選任しております。
	長島 徹	帝人株式会社取締役会長	製造会社の経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に生かしていただくことを期待し、選任しております。
社外監査役	大江 忠	弁護士	弁護士としての高い専門性と、豊富な経験・知識に基づく視点を期待し、選任しております。
	鈴木輝夫	公認会計士	公認会計士としての高い専門性と、豊富な監査経験・知識に基づく視点を期待し、選任しております。
	五十嵐則夫	国立大学法人横浜国立大学経営学部教授	公認会計士及び大学教授としての高い専門性と、豊富な監査経験・知識に基づく視点を期待し、選任しております。

ホ. 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、経営監査室からの内部監査の報告、監査役からの監査報告及び内部統制委員会からの内部統制の整備・運用状況等に関する報告を定期的に受けることにより、当社グループの現状と課題を把握し、必要に応じて取締役会において意見を表明しています。

社外監査役は、上記の報告を同様に受けているほか、効率的かつ効果的に監査役監査を行うために、会計監査人及び経営監査室をはじめとする内部監査部門並びに子会社の監査役及び内部監査部門と情報の交換を含む緊密な協力関係を維持しております。

④役員報酬等

イ. 役員報酬等の内容

取締役 16名 306百万円 (うち社外取締役: 3名 20百万円)

監査役 5名 44百万円 (うち社外監査役: 3名 10百万円)

(注) 1. 上記の員数には、平成24年6月28日開催の第106期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役6名及び社外監査役1名、平成24年8月30日をもって退任した社外取締役1名が含まれておりません。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人兼務部分に対する給与等相当額46百万円(賞与を含む。)は含まれておりません。

3. 取締役の報酬等の総額には、以下のものも含まれております。

(1) 当期に係る役員賞与として支給予定の額

取締役: 7名 62百万円

(2) 平成24年7月25日開催の取締役会決議に基づき、ストックオプションとして割り当てた新株予約権による報酬等の額

取締役: 9名 64百万円 (うち社外取締役: 2名 8百万円)

4. 報酬等の限度額は、次のとおりであります。

(1) 取締役の報酬等の限度額

①年額 630百万円 (平成19年6月28日開催の第101期定時株主総会決議)

社外取締役分の年額30百万円が含まれており、使用人兼務取締役の使用人分の給与等は含まれません。

②年額 200百万円 (平成18年6月29日開催の第100期定時株主総会決議)

上記①とは別枠で、ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の限度額として承認されております。

(2) 監査役の報酬等の限度額

年額 85百万円 (昭和59年6月29日開催の第78期定時株主総会決議)

5. 社外役員報酬等の総額のほか、社外役員が子会社等から受けた報酬等の総額は、次のとおりであります。

社外監査役1名が当社子会社である花王カスタマーマーケティング株式会社の社外監査役として受けた報酬 3百万円

ロ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の役員報酬は、(1)競争優位の構築と向上のため、多様で優秀な人材を引きつけることができる報酬制度であること、(2)企業価値の継続的な向上を進め、株主と利害を共有できる報酬制度であること、(3)報酬の決定プロセスが客観的で透明性の高いものであること、を基本的な考え方としております。

取締役及び監査役の報酬については、外部調査機関による役員報酬調査データをもとに、当社と規模や業種・業態の類似する大手製造業を同格企業として、毎年ベンチマークを実施し、その報酬制度や報酬水準について当社現行制度・水準と比較検証を行い、決定しております。

社外取締役を除く取締役の報酬は、月額固定報酬並びに短期インセンティブ報酬としての賞与及び長期インセンティブ報酬としてのストックオプション(株式報酬型)から構成され、取締役としての役割と役位に応じて定めております。賞与支給額は、役位毎に年間標準予定報酬額の20%~35%程度としております。賞与支給額のうち、役位毎に業績連動部分を50%~100%に設定し、この業績連動部分はEVA(経済的付加価値)と売上高・営業利益のそれぞれの目標達成状況に応じて0%~200%で変動することにしております。ストックオプションによる報酬額も、役位毎に年間標準予定報酬額の10%~20%程度としております。

業務執行から独立した立場である社外取締役の報酬は、月額固定報酬及びストックオプションのみで構成しております。

監査役の報酬は、月額固定報酬のみとしております。

取締役及び監査役について、退職慰労金の制度はありません。

取締役の報酬決定にあたっては、委員会設置会社における報酬委員会と同様の機能を果たすものとして、報酬諮問委員会を設置しております。報酬諮問委員会は、取締役会会長、全代表取締役及び全社外取締役により構成され、取締役及び執行役員の報酬制度や報酬水準について意見を求め、審査評価を実施するもので、少なくとも年1回の役員報酬改定時期に開催しております。その審査評価結果については、取締役会にて報告するものとしております。

⑤会計監査の状況

当社は、当事業年度において、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査に有限責任監査法人トーマツを起用しておりますが、同有限責任監査法人及び当社監査に従事する同有限責任監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はなく、また、同有限責任監査法人は、法令等に従い、同一の業務執行社員が当社の会計監査に7会計期間を超えて関与することのないよう措置を講じております。当社は同有限責任監査法人との間で、会社法監査と金融商品取引法監査について、監査契約書を締結し、それに基づき報酬を支払っております。当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については下記のとおりであります。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員 業務執行社員： 川上 豊、川島 繁雄
- ・監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 17名、会計士補等 10名、その他 8名

⑥取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって決める旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款に定めております。

⑦株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとした事項及びその理由

イ. 自己の株式の取得

当社は、経営環境等の変化に速やかに対応するため、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

ロ．取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任について、職務を行うにつき善意にしておかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議により法令の限度においてその責任を免除することができる旨を定款に定めております。

ハ．中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元ができるよう、取締役会の決議により毎年6月30日を基準日として会社法第454条第5項に定める中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、当事業年度は、事業年度の末日の変更に伴い、平成24年9月30日を基準日として中間配当を実施いたしました。

⑧株主総会の特別決議要件

当社は、特別決議を要する議案につき、議決権を行使する株主の意思が当該議案の決議に反映されることをより確実にするため、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う旨を定款に定めております。

⑨株式の保有状況

イ．投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
84銘柄 6,088百万円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
前事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数（株）	貸借対照表 計上額 （百万円）	保有目的
㈱セブン&アイ・ホールディングス	533,636	1,311	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
㈱セブン銀行	5,000,000	895	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
東京海上ホールディングス㈱	265,270	602	当社グループのリスクマネジメントに係る協力関係維持
攝津製油㈱	1,364,343	526	当社グループの生産取引等に係る協力関係維持
イオン㈱	244,302	265	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
㈱山形銀行	567,292	222	当社グループの財務取引に係る協力関係維持
㈱三井住友フィナンシャルグループ	47,933	130	当社グループの財務取引に係る協力関係維持
日清オイリオグループ㈱	338,207	115	当社グループの生産取引等に係る協力関係維持
住友化学㈱	309,000	108	当社グループの生産取引等に係る協力関係維持
日本ゼオン㈱	130,000	99	当社グループの営業取引等に係る協力関係維持
㈱みずほフィナンシャルグループ	576,671	77	当社グループの財務取引に係る協力関係維持
三井物産㈱	56,792	77	当社グループの生産取引等に係る協力関係維持
三京化成㈱	351,120	68	当社グループの営業取引等に係る協力関係維持

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
レンゴー(株)	105,000	60	当社グループの生産取引等に係る協力関係維持
ユニー(株)	53,022	47	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
三井住友トラスト・ホールディングス(株) (注)	169,371	44	当社グループの財務取引に係る協力関係維持
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	102,330	42	当社グループの財務取引に係る協力関係維持
(株)いなげや	41,534	38	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
(株)アサツー ディ・ケイ	15,000	35	当社グループの広告媒体取引に係る協力関係維持
森永製菓(株)	159,237	30	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
西部電機(株)	66,000	29	当社グループの設備関連取引に係る協力関係維持
長瀬産業(株)	25,918	26	当社グループの生産取引等に係る協力関係維持
(株)フジクラ	90,955	25	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
ニチレキ(株)	52,807	23	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
オカモト(株)	66,097	20	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
(株)ブラネット	24,000	18	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
中央物産(株)	44,000	17	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
高砂香料工業(株)	41,926	16	当社グループの生産取引等に係る協力関係維持
(株)常陽銀行	42,926	16	当社グループの財務取引に係る協力関係維持
古林紙工(株)	96,000	15	当社グループの生産取引に係る協力関係維持

(注) 三井住友トラスト・ホールディングス(株)は、平成23年4月1日に中央三井トラスト・ホールディングス(株)と住友信託銀行(株)の経営統合により、発足しました。

当事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
(株)セブン&アイ・ホールディングス	533,636	1,300	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
(株)セブン銀行	5,000,000	1,135	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
東京海上ホールディングス(株)	265,270	632	当社グループのリスクマネジメントに係る協力関係維持
攝津製油(株)	1,364,343	611	当社グループの生産取引等に係る協力関係維持
イオン(株)	250,330	247	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
(株)山形銀行	567,292	218	当社グループの財務取引に係る協力関係維持
(株)三井住友フィナンシャルグループ	47,933	149	当社グループの財務取引に係る協力関係維持
日清オイリオグループ(株)	338,207	108	当社グループの生産取引等に係る協力関係維持
日本ゼオン(株)	130,000	97	当社グループの営業取引等に係る協力関係維持
三井物産(株)	56,792	73	当社グループの生産取引等に係る協力関係維持
三京化成(株)	351,120	70	当社グループの営業取引等に係る協力関係維持
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	169,371	51	当社グループの財務取引に係る協力関係維持
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	102,330	47	当社グループの財務取引に係る協力関係維持
レンゴー(株)	105,000	46	当社グループの生産取引等に係る協力関係維持
(株)いなげや	41,534	41	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
ユニー(株)	53,022	34	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
(株)アサツー ディ・ケイ	15,000	31	当社グループの広告媒体取引に係る協力関係維持
森永製菓(株)	159,237	29	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
西部電機(株)	66,000	29	当社グループの設備関連取引に係る協力関係維持
ニチレキ(株)	52,807	27	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
長瀬産業(株)	25,918	25	当社グループの生産取引等に係る協力関係維持
(株)フジクラ	90,955	24	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
(株)みずほフィナンシャルグループ	144,771	23	当社グループの財務取引に係る協力関係維持
(株)プラネット	24,000	20	当社グループの営業取引に係る協力関係維持

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
オカモト㈱	66,097	20	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
高砂香料工業㈱	41,926	19	当社グループの生産取引等に係る協力関係維持
㈱常陽銀行	42,926	18	当社グループの財務取引に係る協力関係維持
中央物産㈱	44,000	16	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
東邦化学工業㈱	50,000	14	当社グループの営業取引等に係る協力関係維持
古林紙工㈱	96,000	12	当社グループの生産取引に係る協力関係維持

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
提出会社	127	21	112	5
連結子会社	92	—	79	—
計	219	21	191	5

② 【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社の連結子会社であるKao USA Inc.、Kao Specialties Americas LLC、Kao Germany GmbH、Kao Chemicals Europe, S.L.、Kao Chemicals GmbH、Kao Corporation S.A.等は、有限責任監査法人トーマツと同一のネットワークに属しているDeloitte Touche Tohmatsu Limitedに対して現地法定監査、連結パッケージ監査並びにレビュー等の報酬を支払っております。

(当連結会計年度)

当社の連結子会社であるKao Singapore Private Limited、Kao USA Inc.、Kao Specialties Americas LLC、Kao Germany GmbH、Kao Chemicals Europe, S.L.、Kao Chemicals GmbH、Kao Corporation S.A.等は、有限責任監査法人トーマツと同一のネットワークに属しているDeloitte Touche Tohmatsu Limitedに対して現地法定監査、連結パッケージ監査並びにレビュー等の報酬を支払っております。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社が有限責任監査法人トーマツに対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、国際財務報告基準(IFRS)導入に関する助言・指導業務であります。

(当連結会計年度)

当社が有限責任監査法人トーマツに対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、国際財務報告基準(IFRS)導入に関する助言・指導業務であります。

第5【経理の状況】

連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社は、平成24年6月28日開催の第106期定時株主総会において、定款の一部変更を決議し、決算期を3月31日から12月31日に変更いたしました。これに伴い、当連結会計年度及び当事業年度は、平成24年4月1日から平成24年12月31日までの9か月間となっております。なお、連結業績については、当社及び3月決算であった連結対象会社は平成24年4月から12月の9か月間を、12月決算の連結対象会社は平成24年1月から12月の12か月間を連結対象期間としております。
- (4) 当社の連結財務諸表及び財務諸表に記載される科目及びその他の事項の金額は、表示単位未満を切り捨てて記載しておりましたが、当連結会計年度及び当事業年度より表示単位未満を四捨五入で記載しております。なお、比較を容易にするため、前連結会計年度及び前事業年度についても四捨五入表示に組み替えて表示しております。

監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自平成24年4月1日至平成24年12月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自平成24年4月1日至平成24年12月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

なお、金融商品取引法第24条の2第1項の規定に基づき、有価証券報告書の訂正報告書を提出しておりますが、訂正後の連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナーや参考図書によって理解を深め、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備しております。また、適正な連結財務諸表等を作成するため、社内規程、マニュアルを整備するとともに、所定の手続きにより作成された連結財務諸表等の内容について、内部統制委員会の中に情報開示委員会を設け、事前審査しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	85,483	99,334
受取手形及び売掛金	※2 142,882	※2 164,250
有価証券	46,798	57,443
商品及び製品	82,393	84,712
仕掛品	11,670	10,789
原材料及び貯蔵品	26,643	26,706
前払費用	5,678	6,123
繰延税金資産	17,736	17,002
その他	14,781	28,397
貸倒引当金	△1,115	△1,349
流動資産合計	432,949	493,407
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	323,138	332,690
減価償却累計額	△246,074	△254,505
建物及び構築物（純額）	77,064	78,185
機械装置及び運搬具	612,446	631,347
減価償却累計額	△544,171	△558,596
機械装置及び運搬具（純額）	68,275	72,751
工具、器具及び備品	81,311	83,747
減価償却累計額	△68,992	△71,377
工具、器具及び備品（純額）	12,319	12,370
土地	64,796	64,807
リース資産	11,934	11,889
減価償却累計額	△3,919	△4,435
リース資産（純額）	8,015	7,454
建設仮勘定	10,109	16,777
有形固定資産合計	240,578	252,344
無形固定資産		
のれん	165,614	159,165
商標権	53,583	41,851
その他	18,266	14,907
無形固定資産合計	237,463	215,923
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 13,344	※1 14,822
長期貸付金	1,742	1,567
長期前払費用	12,441	14,254
繰延税金資産	42,554	28,282
その他	※1 10,420	10,176
貸倒引当金	△219	△428
投資その他の資産合計	80,282	68,673
固定資産合計	558,323	536,940
資産合計	991,272	1,030,347

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	110,659	105,472
短期借入金	※2 2,060	※2 3,115
1年内償還予定の社債	—	50,000
1年内返済予定の長期借入金	5	7
未払金	48,499	52,485
未払費用	73,538	74,449
未払法人税等	18,306	11,658
東日本大震災関連損失引当金	33	—
その他	21,810	18,688
流動負債合計	274,910	315,874
固定負債		
社債	49,999	—
長期借入金	50,049	50,066
退職給付引当金	45,026	45,717
その他	21,584	22,607
固定負債合計	166,658	118,390
負債合計	441,568	434,264
純資産の部		
株主資本		
資本金	85,424	85,424
資本剰余金	109,561	109,561
利益剰余金	447,619	468,019
自己株式	△9,064	△8,985
株主資本合計	633,540	654,019
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,283	2,447
繰延ヘッジ損益	△3	6
為替換算調整勘定	△96,094	△71,872
在外子会社の退職給付債務調整額	△1,697	△1,901
その他の包括利益累計額合計	△95,511	△71,320
新株予約権	1,238	1,294
少数株主持分	10,437	12,090
純資産合計	549,704	596,083
負債純資産合計	991,272	1,030,347

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
売上高	1,216,096	1,012,595
売上原価	525,012	442,522
売上総利益	691,084	570,073
販売費及び一般管理費	※1, ※2 582,494	※1, ※2 468,506
営業利益	108,590	101,567
営業外収益		
受取利息	908	838
受取配当金	160	173
持分法による投資利益	1,658	1,710
その他	2,589	2,256
営業外収益合計	5,315	4,977
営業外費用		
支払利息	2,204	1,181
為替差損	621	280
その他	1,053	869
営業外費用合計	3,878	2,330
経常利益	110,027	104,214
特別利益		
固定資産売却益	※3 178	※3 133
関係会社株式売却益	—	270
その他	96	245
特別利益合計	274	648
特別損失		
固定資産除売却損	※4 2,381	※4 2,215
東日本大震災関連損失	2,028	—
その他	634	343
特別損失合計	5,043	2,558
税金等調整前当期純利益	105,258	102,304
法人税、住民税及び事業税	38,653	32,550
法人税等調整額	12,120	15,619
法人税等合計	50,773	48,169
少数株主損益調整前当期純利益	54,485	54,135
少数株主利益	2,050	1,370
当期純利益	52,435	52,765

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	54,485	<u>54,135</u>
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	487	141
為替換算調整勘定	△12,169	25,315
持分法適用会社に対する持分相当額	△172	137
在外子会社の退職給付債務調整額	△1,236	△204
その他の包括利益合計	※1 △13,090	※1 25,389
包括利益	<u>41,395</u>	<u>79,524</u>
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	39,956	<u>76,956</u>
少数株主に係る包括利益	1,439	2,568

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	85,424	85,424
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	85,424	85,424
資本剰余金		
当期首残高	109,561	109,561
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	109,561	109,561
利益剰余金		
当期首残高	457,918	447,619
当期変動額		
剰余金の配当	△30,273	△32,353
当期純利益	52,435	52,765
自己株式の処分	△1	△12
自己株式の消却	△32,460	—
当期変動額合計	△10,299	20,400
当期末残高	447,619	468,019
自己株式		
当期首残高	△40,977	△9,064
当期変動額		
自己株式の取得	△628	△6
自己株式の処分	81	85
自己株式の消却	32,460	—
当期変動額合計	31,913	79
当期末残高	△9,064	△8,985
株主資本合計		
当期首残高	611,926	633,540
当期変動額		
剰余金の配当	△30,273	△32,353
当期純利益	52,435	52,765
自己株式の取得	△628	△6
自己株式の処分	80	73
自己株式の消却	—	—
当期変動額合計	21,614	20,479
当期末残高	633,540	654,019

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	1,861	2,283
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	422	164
当期変動額合計	422	164
当期末残高	2,283	2,447
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	△2	△3
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1	9
当期変動額合計	△1	9
当期末残高	△3	6
為替換算調整勘定		
当期首残高	△84,430	△96,094
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△11,664	24,222
当期変動額合計	△11,664	24,222
当期末残高	△96,094	△71,872
在外子会社の退職給付債務調整額		
当期首残高	△461	△1,697
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,236	△204
当期変動額合計	△1,236	△204
当期末残高	△1,697	△1,901
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△83,032	△95,511
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△12,479	24,191
当期変動額合計	△12,479	24,191
当期末残高	△95,511	△71,320
新株予約権		
当期首残高	1,143	1,238
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	95	56
当期変動額合計	95	56
当期末残高	1,238	1,294
少数株主持分		
当期首残高	9,527	10,437
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	910	1,653
当期変動額合計	910	1,653
当期末残高	10,437	12,090

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
純資産合計		
当期首残高	539,564	549,704
当期変動額		
剰余金の配当	△30,273	△32,353
当期純利益	52,435	<u>52,765</u>
自己株式の取得	△628	△6
自己株式の処分	80	73
自己株式の消却	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△11,474	25,900
当期変動額合計	<u>10,140</u>	<u>46,379</u>
当期末残高	<u>549,704</u>	<u>596,083</u>

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	105,258	102,304
減価償却費	79,798	59,788
固定資産除売却損益 (△は益)	2,202	2,082
受取利息及び受取配当金	△1,068	△1,011
支払利息	2,204	1,181
為替差損益 (△は益)	159	△1,389
持分法による投資損益 (△は益)	△1,658	△1,710
売上債権の増減額 (△は増加)	△26,513	△12,395
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△14,936	5,083
前払年金費用の増減額 (△は増加)	906	75
仕入債務の増減額 (△は減少)	8,997	△9,637
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	3,056	△56
その他	4,935	△8,021
小計	163,340	136,294
利息及び配当金の受取額	2,479	2,499
利息の支払額	△2,448	△1,331
法人税等の支払額	△38,339	△40,105
営業活動によるキャッシュ・フロー	125,032	97,357
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	3,583	4,400
有価証券の取得による支出	△381	△10,000
有価証券の売却及び償還による収入	1,441	5,078
有形固定資産の取得による支出	△41,684	△34,555
無形固定資産の取得による支出	△3,375	△2,595
長期前払費用の取得による支出	△5,030	△5,091
短期貸付金の増減額 (△は増加)	537	△293
長期貸付けによる支出	△1,498	△470
その他	△2,545	△1,115
投資活動によるキャッシュ・フロー	△48,952	△44,641
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△4,610	717
長期借入れによる収入	50,013	217
長期借入金の返済による支出	△50,012	△205
社債の償還による支出	△50,000	—
自己株式の取得による支出	△10	△7
配当金の支払額	△30,307	△31,163
少数株主への配当金の支払額	△469	△2,350
その他	△768	763
財務活動によるキャッシュ・フロー	△86,163	△32,028
現金及び現金同等物に係る換算差額	△3,323	9,702
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△13,406	30,390
現金及び現金同等物の期首残高	143,143	129,737
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	308
現金及び現金同等物の期末残高	※1 129,737	※1 160,435

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社……93社（新規5社、除外12社）

（新規）・当連結会計年度において重要性が増したため連結の範囲に含めた2社
胡芦島錦星鑄造材料有限公司、Kanebo Cosmetics Malaysia Sdn. Bhd.

・当連結会計年度において新たに設立したため連結の範囲に含めた3社
花王（上海）化工有限公司、Kao do Brasil Representação Comercial Ltda.、Kanebo Cosmetics USA LLC

（除外）・当連結会計年度において欧米ビューティケア事業の組織再編により吸収合併等されたため連結の範囲から除外した12社

KPSS Pte. Ltd.、KPSS Canada Ltd.、KPSS Inc.、KMS Global Marketing LLC、Molton Brown Holdings (USA) Inc.、Molton Brown Inc.、Molton Brown 3rd Avenue LLC、Molton Brown Madison Avenue LLC、Kanebo Cosmetics USA Inc.、KPSS Deutschland GmbH、Molton Brown GmbH、KPSS S. A. R. L.

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しております。

非連結子会社……15社

会社名：花王ロジスティクス㈱、花王システム物流㈱、㈱KCロジスティクス、花王フィールドマーケティング㈱、その他11社（内、持分法適用非連結子会社10社）

なお、非連結子会社15社の合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも少額であり、連結財務諸表に及ぼす影響は軽微であります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用非連結子会社……14社（新規0社、除外2社）

会社名：花王ロジスティクス㈱、花王システム物流㈱、㈱KCロジスティクス、花王フィールドマーケティング㈱、その他10社

（除外）・当連結会計年度において重要性が増したため連結の範囲に含めた2社
胡芦島錦星鑄造材料有限公司、Kanebo Cosmetics Malaysia Sdn. Bhd.

持分法非適用非連結子会社……1社（新規1社、除外0社）

会社名：Kanebo Cosmetics Korea Co., Ltd.

（新規）・当連結会計年度において新たに設立し事業を開始していないため持分法非適用とした1社
Kanebo Cosmetics Korea Co., Ltd.

なお、持分法を適用していない非連結子会社1社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも少額であり、連結財務諸表に及ぼす影響は軽微であります。

持分法適用関連会社……7社

会社名：昭和興産㈱、ニベア花王㈱、その他5社

持分法非適用関連会社……2社

会社名：Kao Trading (Malaysia) Sdn. Bhd.、Chia Lih Pau Chemical Co., Ltd.

なお、持分法を適用していない関連会社2社の合計の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも少額であり、連結財務諸表に及ぼす影響は軽微であります。

3. 連結決算日の変更に関する事項

当社は連結決算日を毎年3月31日としておりましたが、海外連結子会社と決算期を統一することで、グローバルな事業の一体運営の推進及び経営情報の適時・的確な開示による更なる経営の透明性の向上を図るため、平成24年6月28日開催の第106期定時株主総会の決議により、連結決算日を毎年12月31日に変更しております。

この変更に伴い、当連結会計年度の期間は、平成24年4月1日から平成24年12月31日の9か月間となっております。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

なお、連結財務諸表作成にあたり、決算日が3月31日であった連結子会社10社については、平成24年4月1日から平成24年12月31日の9か月の会計期間の財務諸表を基礎としております。また、それ以外の連結子会社83社については、平成24年1月1日から平成24年12月31日の12か月の会計期間の財務諸表を基礎としております。これにより、売上高、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ76,934百万円、4,198百万円、5,108百万円及び5,131百万円増加しております。

5. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

主として総平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は主として定率法を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物……………21～35年

機械及び装置…7年、9年

また、経済的陳腐化が予測されるものについては、経済的耐用年数を見積り、計画的かつ規則的に償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

のれん……………15年、20年

特許権……………8年

商標権……………10年

自社利用のソフトウェア…5年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は、売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は、主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

当社及び主要な連結子会社においては、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

会計基準変更時差異については、15年による均等額を費用処理しております。

過去勤務債務は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生連結会計年度から費用処理しております。

なお、当連結会計年度末における年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として「投資その他の資産」の「その他」に含めて計上しております。

③ 東日本大震災関連損失引当金

東日本大震災に伴う復旧費用等の支出に備えるため、見積額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における少数株主持分及び為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、為替予約及び通貨スワップについては振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建貸付金及び外貨建予定取引
通貨スワップ	外貨建貸付金
金利スワップ	借入金及び社債

③ ヘッジ方針

主として当社内規に基づき、為替相場変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、発生年度より実質的判断による年数の見積りが可能なものはその見積り年数で、その他については5年間で定額法により償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

② 連結納税制度の適用

当社及び一部の国内連結子会社等は、平成25年12月期より連結納税制度の適用を受けることについて、国税庁長官の承認を受けました。このため、当連結会計年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(実務対応報告第5号 平成23年3月18日)及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(実務対応報告第7号 平成22年6月30日)に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

【未適用の会計基準等】

平成24年12月31日までに公表されている会計基準等の新設または改定について、当社グループが適用していないものは以下のとおりであります。

なお、重要性が乏しいものは注記を省略しております。

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)

(概要)

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、連結貸借対照表の純資産の部において税効果を調整した上で認識し、積立状況を示す額を負債又は資産として計上する方法に改定されました。また、退職給付見込額の期間帰属方法について、期間定額基準のほか給付算定基準の適用が可能となったほか、割引率の算定方法が改定されました。

(適用予定日)

平成26年12月期より適用します。なお、当該会計基準等には経過的な取扱いが定められているため、過去の期間の連結財務諸表に対しては遡及適用いたしません。

(当該会計基準等の適用による影響)

連結財務諸表作成時において財務諸表に与える影響は、現在評価中です。

【表示方法の変更】

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「有形固定資産の売却による収入」、「投資有価証券の取得による支出」及び「投資有価証券の売却及び償還による収入」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

また、前連結会計年度において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「定期預金の払戻による収入」、「有価証券の取得による支出」及び「有価証券の売却及び償還による収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。これらの表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「有形固定資産の売却による収入」に表示していた746百万円、「投資有価証券の取得による支出」に表示していた△20百万円、「投資有価証券の売却及び償還による収入」に表示していた1百万円及び「その他」に表示していた1,371百万円は、「定期預金の払戻による収入」3,583百万円、「有価証券の取得による支出」△381百万円、「有価証券の売却及び償還による収入」1,441百万円及び「その他」△2,545百万円として組み替えております。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

※1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
投資有価証券(株式)	5,828百万円	7,152百万円
投資その他の資産「その他」(出資金)	518	—

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
売掛金	189百万円	250百万円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
短期借入金	99百万円	154百万円

3 保証債務

次の関係会社等について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
European Distribution Service GmbH	620百万円	European Distribution Service GmbH 499百万円
従業員等	199	従業員等 160
計	819	計 659

4 受取手形割引高

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
受取手形割引高	128百万円	101百万円

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
荷造及び発送費	68,388百万円	56,792百万円
広告宣伝費	82,209	67,045
販売促進費	62,980	52,101
給料手当及び賞与	121,787	97,738
研究開発費	48,171	37,493

※2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
	48,171百万円	37,493百万円

なお、当期製造費用に含まれる研究開発費はありません。

※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
建物及び構築物	70百万円	52百万円
機械装置及び運搬具	50	74
土地	55	—
その他	3	7
計	178	133

※4 固定資産除売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
建物及び構築物	754百万円	560百万円
機械装置及び運搬具	1,060	1,377
その他	567	278
計	2,381	2,215

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	517百万円	248百万円
組替調整額	12	△28
税効果調整前	529	220
税効果額	△42	△79
その他有価証券評価差額金	487	141
為替換算調整勘定：		
当期発生額	△12,169	25,315
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	△172	137
在外子会社の退職給付債務調整額：		
当期発生額	△2,049	△681
組替調整額	87	352
税効果調整前	△1,962	△329
税効果額	726	125
在外子会社の退職給付債務調整額	△1,236	△204
その他の包括利益合計	△13,090	25,389

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	540,144	—	13,931	526,213
合計	540,144	—	13,931	526,213
自己株式				
普通株式(注)	18,064	304	13,966	4,402
合計	18,064	304	13,966	4,402

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加304千株は、取締役会決議に基づく所在不明株主の株式買い取りによる増加300千株及び単元未満株式の買い取りによる増加4千株であります。

普通株式の自己株式の株式数の減少13,966千株は、取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少13,931千株、ストックオプションの行使による減少33千株及び単元未満株式の売り渡しによる減少2千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストックオプション としての新株予約権		—				1,238
合計			—				1,238

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)(注)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 第105期定時株主総会	普通株式	15,140	29	平成23年3月31日	平成23年6月30日
平成23年10月25日 取締役会	普通株式	15,132	29	平成23年9月30日	平成23年12月1日

(注) 持分法適用関連会社が保有する自己株式にかかる配当金のうち、持分相当額を控除しております。なお、控除前の金額は、平成23年6月29日開催の第105期定時株主総会については、15,156百万円であり、平成23年10月25日開催の取締役会については、15,148百万円であります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月28日 第106期定時株主総会	普通株式	16,193	利益剰余金	31	平成24年3月31日	平成24年6月29日

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	526,213	—	—	526,213
合 計	526,213	—	—	526,213
自己株式				
普通株式 (注)	4,402	3	37	4,368
合 計	4,402	3	37	4,368

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加3千株は、単元未満株式の買い取りによる増加3千株であります。
普通株式の自己株式の株式数の減少37千株は、主にストックオプションの行使による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストックオプション としての新株予約権		—	—	—	—	1,294
合 計			—	—	—	—	1,294

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円) (注)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年6月28日 第106期定時株主総会	普通株式	16,176	31	平成24年3月31日	平成24年6月29日
平成24年10月23日 取締役会	普通株式	16,177	31	平成24年9月30日	平成24年12月3日

(注) 持分法適用関連会社が保有する自己株式にかかる配当金のうち、持分相当額を控除しております。なお、控除前の金額は、平成24年6月28日開催の第106期定時株主総会については、16,193百万円であり、平成24年10月23日開催の取締役会については、16,194百万円であります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年3月26日 第107期定時株主総会	普通株式	16,194	利益剰余金	31	平成24年12月31日	平成25年3月27日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
現金及び預金勘定	85,483百万円	99,334百万円
有価証券勘定	46,798	57,443
金銭の信託(流動資産その他)	2,000	11,000
預入期間が3か月を超える定期預金 (現金及び預金勘定)	△4,468	△2,342
取得日から償還日までの期間が3か月を 超える債券等(有価証券勘定)	△76	△5,000
現金及び現金同等物	129,737	160,435

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、物流拠点における建物及び構築物であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
1年内	8,132	8,593
1年超	24,791	23,049
合計	32,923	31,642

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、余剰資金を事業に投資するまでの待機資金と位置づけ、短期的で低リスクの金融商品に限定し、また、資金調達については、金融機関からの借入または社債等の資本市場からの調達による方針であります。デリバティブは、リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、新規取引発生時に顧客の信用状況について社内での審議・承認のプロセスを踏むことを徹底し、必要に応じて保証金や担保を取得するなどの措置を講じております。また、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、定期的に主な取引先の信用状況を確認しております。

有価証券は、格付の高い企業のコマーシャルペーパー、公社債投資信託など、安全性と流動性の高い金融商品であります。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的にその保有の妥当性を検証しております。

長期貸付金は、一部の海外連結子会社の取引先、及び関係会社に対する貸付などであり、貸付先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、貸付時に社内での審議・承認のプロセスを踏むことを徹底し、規程に従って保証や担保などを取得するとともに、定期的に貸付先の信用状況を確認しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及び社債はM&Aや設備投資に係る資金調達であります。借入金のうち、一部のものは変動金利であり、金利の変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、金利スワップを利用しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、その目的、利用限度額、取引の範囲及び組織体制等を定めた社内規程にしたがっております。デリバティブの利用にあたっては、実需に基づいて投機的な取引を排除し、リスクの回避に限定して利用するとともに、信用リスクを軽減するために、信用度の高い金融機関に限定して取引を行っております。

また、営業債務や借入金などについては、当社グループでは各社が月次で資金繰計画を作成するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）参照）。

前連結会計年度（平成24年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	85,483	85,483	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金 (*1)	142,882 △1,008		
	141,874	141,874	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	53,133	53,133	—
(4) 長期貸付金 貸倒引当金 (*2)	1,742 △32		
	1,710	1,731	21
資産計	282,200	282,221	21
(1) 支払手形及び買掛金	110,659	110,659	—
(2) 短期借入金	2,060	2,060	—
(3) 1年内返済予定の長期借入金	5	5	△0
(4) 未払金	48,499	48,499	—
(5) 未払法人税等	18,306	18,306	—
(6) 社債	49,999	51,040	1,041
(7) 長期借入金	50,049	50,050	1
負債計	279,577	280,619	1,042
デリバティブ取引 (*3)	(340)	(340)	—

(*1) 受取手形及び売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) 長期貸付金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

当連結会計年度（平成24年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	99,334	99,334	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金 (*1)	164,250 △1,198		
	163,052	163,052	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	63,932	63,932	—
(4) 長期貸付金 貸倒引当金 (*2)	1,567 △136		
	1,431	1,472	41
資産計	327,749	327,790	41
(1) 支払手形及び買掛金	105,472	105,472	—
(2) 短期借入金	3,115	3,115	—
(3) 1年内償還予定の社債	50,000	50,410	410
(4) 1年内返済予定の長期借入金	7	7	△0
(5) 未払金	52,485	52,485	—
(6) 未払法人税等	11,658	11,658	—
(7) 長期借入金	50,066	50,241	175
負債計	272,803	273,388	585
デリバティブ取引 (*3)	(20)	(20)	—

(*1) 受取手形及び売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) 長期貸付金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。その他は、コマーシャルペーパー、公社債投資信託など、いずれも短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(4) 長期貸付金

長期貸付金のうち、変動金利のものについては短期間で市場金利に基づいて利率を見直しており、貸付先の信用状況が貸付実行後に大きく変化していないため、時価は帳簿価額に近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっております。金利が固定されているものについては、その将来キャッシュ・フローを新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに (2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 1年内償還予定の社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づいております。

(4) 1年内返済予定の長期借入金

これらの時価については、金利が固定されているため、残存期間における元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 未払金、並びに(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金のうち、金利が固定されているものについては、残存期間における元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、金利スワップの特例処理の対象とされている長期借入金については、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
関係会社株式 非上場株式	5,828	7,152
その他有価証券 非上場株式	1,181	1,181

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成24年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	85,483	-	-	-
受取手形及び売掛金	142,882	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
(1) 国債・地方債等	-	-	-	-
(2) 社債	-	-	-	-
(3) その他	10,000	-	-	-
その他有価証券のうち 満期があるもの				
(1) 債券(国債・地方債等)	-	-	-	-
(2) 債券(その他)	147	-	-	-
(3) その他	-	-	-	-
長期貸付金	-	1,725	17	-

当連結会計年度（平成24年12月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	99,334	-	-	-
受取手形及び売掛金	164,250	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
（1）国債・地方債等	-	-	-	-
（2）社債	-	-	-	-
（3）その他	27,197	-	-	-
その他有価証券のうち				
満期があるもの				
（1）債券（国債・地方債等）	-	-	-	-
（2）債券（その他）	1,287	-	-	-
（3）その他	-	-	-	-
長期貸付金	-	1,562	5	-

（注4）社債、長期借入金、及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（平成24年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
短期借入金	2,060	-	-	-
1年内返済予定の長期借入金	5	-	-	-
社債	-	49,999	-	-
長期借入金	-	50,032	17	-

当連結会計年度（平成24年12月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
短期借入金	3,115	-	-	-
1年内償還予定の社債	50,000	-	-	-
1年内返済予定の長期借入金	7	-	-	-
長期借入金	-	50,043	23	-

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (平成24年 3月31日)

種類		連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小 計	—	—	—
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	9,999	9,999	—
	小 計	9,999	9,999	—
合 計		9,999	9,999	—

当連結会計年度 (平成24年12月31日)

種類		連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小 計	—	—	—
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	27,163	27,163	—
	小 計	27,163	27,163	—
合 計		27,163	27,163	—

2. その他有価証券

前連結会計年度（平成24年3月31日）

種類		連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	(1) 株式	5,945	2,315	3,630
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小 計	5,945	2,315	3,630
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	(1) 株式	390	470	△80
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	147	147	—
	(3) その他	36,652	36,652	—
	小 計	37,189	37,269	△80
合 計		43,134	39,584	3,550

(注) 非上場株式（連結貸借対照表計上額 1,181百万円）につきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度（平成24年12月31日）

種類		連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	(1) 株式	6,047	2,160	3,887
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小 計	6,047	2,160	3,887
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	(1) 株式	442	548	△106
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	1,287	1,287	—
	(3) その他	28,993	28,993	—
	小 計	30,722	30,828	△106
合 計		36,769	32,988	3,781

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 1,181百万円)につきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
(1) 株式	1	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	1	—	—

当連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
(1) 株式	123	28	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	123	28	—

4. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、有価証券について12百万円(その他有価証券の株式12百万円)減損処理を行っております。

当連結会計年度において、有価証券について0百万円(その他有価証券の株式0百万円)減損処理を行っております。

減損処理にあたっては、連結会計年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(平成24年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	11,081	714	△284	△284
	その他通貨	2,734	—	△96	△96
	買建				
	米ドル	1,087	—	9	9
	円	81	—	2	2
	英ポンド	774	—	28	28
	その他通貨	3	—	0	0
	通貨オプション取引				
	売建 プット	464	—	—	—
	英ポンド	(—)	—	△14	△14
	買建 コール	636	—	—	—
	米ドル	(—)	—	12	12
ユーロ	(—)	—	3	3	
合 計		16,860	714	△340	△340

(注) 1. 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 契約額等の欄の()の金額は、通貨オプション取引のオプション料です。

当連結会計年度(平成24年12月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	6,390	813	18	18
	その他通貨	1,652	—	△21	△21
	買建				
	米ドル	960	830	△16	△16
	円	11	—	△1	△1
その他通貨	14	—	0	0	
合 計		9,027	1,643	△20	△20

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連

前連結会計年度（平成24年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	40,000	40,000	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度（平成24年12月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	40,000	40,000	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の国内連結子会社は、確定給付型の制度としてのキャッシュバランスプラン（市場金利連動型年金）、及び確定拠出年金制度を設けております。また、早期退職者に対して、自由定年支援金を支払う場合があります。その他、従業員の退職等に際して、退職給付会計基準に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

また、一部の在外連結子会社は、確定給付型制度のほか、確定拠出型制度等を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成24年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (平成24年12月31日) (百万円)
イ. 退職給付債務	△239,031	△267,987
ロ. 年金資産	196,235	207,111
ハ. 未積立退職給付債務（イ+ロ）	△42,796	△60,876
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	5,413	4,124
ホ. 未認識数理計算上の差異	2,009	18,392
ヘ. 未認識過去勤務債務（債務の減額）	△9,538	△7,210
ト. 連結貸借対照表計上額純額（ハ+ニ+ホ+ヘ）	△44,912	△45,570
チ. 前払年金費用	114	147
リ. 退職給付引当金（ト-チ）	△45,026	△45,717

3. 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日) (百万円)
イ. 勤務費用	8,694	6,808
ロ. 利息費用	5,177	4,176
ハ. 期待運用収益	△4,413	△3,579
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	1,815	1,257
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額 (注) 2	3,307	869
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	△3,261	△2,456
ト. 退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	11,319	7,075

前連結会計年度
(自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日)

- (注) 1. 上記退職給付費用以外に、当社及び一部の連結子会社において、確定拠出型及びその他の退職給付費用として2,772百万円を計上しております。
2. 一部の在外連結子会社は数理計算上の差異について回廊アプローチを適用しております。

当連結会計年度
(自 平成24年4月1日
至 平成24年12月31日)

- (注) 1. 上記退職給付費用以外に、当社及び一部の連結子会社において、確定拠出型及びその他の退職給付費用として2,597百万円を計上しております。
2. 同左

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法
期間定額基準

ロ. 割引率

前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
主として 2.0%	主として 1.6%

ハ. 期待運用収益率

前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
主として 2.0%	主として 2.0%

ニ. 過去勤務債務の額の処理年数

主として 15年

(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。)

ホ. 数理計算上の差異の処理年数

主として 10年

(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により発生年度から費用処理しております。)

ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数

15年

(ストックオプション等関係)

1. スtockオプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
売上原価の株式報酬費	12	13
販売費及び一般管理費の株式報酬費	187	155

2. 失効による利益計上額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
	28	48

3. スtockオプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプションの内容

	平成17年 ストックオプション	平成18年 I ストックオプション	平成18年 II ストックオプション	平成18年 III ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 13名 当社使用人 90名 関係会社取締役 5名	当社取締役を 兼務しない 12名 当社執行役員	当社取締役 14名	当社使用人 79名 関係会社取締役 4名
ストックオプションの数	普通株式1,167,000株 (注)	普通株式 12,000株 (注)	普通株式 26,000株 (注)	普通株式 437,000株 (注)
付与日	平成17年7月8日	平成18年9月29日	平成18年9月29日	平成18年9月29日
権利確定条件	付されていません	付されていません	付されていません	付されていません
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	平成19年7月1日 ～平成24年6月29日	平成20年7月1日 ～平成25年6月28日	平成20年7月1日 ～平成25年6月28日	平成20年7月1日 ～平成25年6月28日

	平成19年 I ストックオプション	平成19年 II ストックオプション	平成19年 III ストックオプション	平成20年 I ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 13名	当社取締役を 兼務しない 14名 当社執行役員	当社使用人 78名 関係会社取締役 4名	当社取締役 14名
ストックオプションの数	普通株式 25,000株 (注)	普通株式 14,000株 (注)	普通株式 430,000株 (注)	普通株式 24,000株 (注)
付与日	平成19年8月31日	平成19年8月31日	平成19年8月31日	平成20年8月29日
権利確定条件	付されていません	付されていません	付されていません	付されていません
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	平成21年7月1日 ～平成26年6月30日	平成21年7月1日 ～平成26年6月30日	平成21年9月1日 ～平成26年8月29日	平成22年7月1日 ～平成27年6月30日

	平成20年Ⅱ ストックオプション	平成20年Ⅲ ストックオプション	平成21年Ⅰ ストックオプション	平成21年Ⅱ ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役を 兼務しない 12名 当社執行役員	当社使用人 81名 関係会社取締役 4名	当社取締役 13名	当社取締役を 兼務しない 12名 当社執行役員
ストックオプションの数	普通株式 12,000株 (注)	普通株式 447,000株 (注)	普通株式 36,000株 (注)	普通株式 24,000株 (注)
付与日	平成20年8月29日	平成20年8月29日	平成21年8月28日	平成21年8月28日
権利確定条件	付されていません	付されていません	付されていません	付されていません
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	平成22年7月1日 ～平成27年6月30日	平成22年9月1日 ～平成27年8月31日	平成23年7月1日 ～平成28年6月30日	平成23年7月1日 ～平成28年6月30日

	平成21年Ⅲ ストックオプション	平成22年Ⅰ ストックオプション	平成22年Ⅱ ストックオプション	平成22年Ⅲ ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 74名 関係会社取締役 8名	当社取締役 14名	当社取締役を 兼務しない 12名 当社執行役員	当社使用人 81名 関係会社取締役 2名
ストックオプションの数	普通株式 430,000株 (注)	普通株式 38,000株 (注)	普通株式 24,000株 (注)	普通株式 435,000株 (注)
付与日	平成21年8月28日	平成22年8月25日	平成22年8月25日	平成22年8月25日
権利確定条件	付されていません	付されていません	付されていません	付されていません
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	平成23年9月1日 ～平成28年8月31日	平成24年7月1日 ～平成29年6月30日	平成24年7月1日 ～平成29年6月30日	平成24年9月1日 ～平成29年8月31日

	平成23年Ⅰ ストックオプション	平成23年Ⅱ ストックオプション	平成23年Ⅲ ストックオプション	平成24年Ⅰ ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 13名	当社取締役を 兼務しない 13名 当社執行役員	当社使用人 81名 当社子会社取締役 及び使用人 2名	当社取締役 9名
ストックオプションの数	普通株式 36,000株 (注)	普通株式 26,000株 (注)	普通株式 435,000株 (注)	普通株式 30,000株 (注)
付与日	平成23年8月25日	平成23年8月25日	平成23年8月25日	平成24年8月23日
権利確定条件	付されていません	付されていません	付されていません	付されていません
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	平成25年7月1日 ～平成30年6月29日	平成25年7月1日 ～平成30年6月29日	平成25年9月1日 ～平成30年8月31日	平成26年7月1日 ～平成31年6月28日

	平成24年 II ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役を 兼務しない 22名 当社執行役員
ストックオプションの数	普通株式 49,000株 (注)
付与日	平成24年 8月23日
権利確定条件	付されていません
対象勤務期間	定めはありません
権利行使期間	平成26年 7月 1日 ～平成31年 6月28日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストックオプションを対象とし、ストックオプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストックオプションの数

	平成17年 ストックオプション	平成18年 I ストックオプション	平成18年 II ストックオプション	平成18年 III ストックオプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	738,000	3,000	4,000	337,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	738,000	—	—	41,000
未行使残	—	3,000	4,000	296,000

	平成19年 I ストックオプション	平成19年 II ストックオプション	平成19年 III ストックオプション	平成20年 I ストックオプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	6,000	5,000	361,000	8,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	2,000	—	39,000	—
未行使残	4,000	5,000	322,000	8,000

	平成20年 II ストックオプション	平成20年 III ストックオプション	平成21年 I ストックオプション	平成21年 II ストックオプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	6,000	442,000	20,000	15,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	1,000	—	6,000	3,000
失効	—	—	—	—
未行使残	5,000	442,000	14,000	12,000

	平成21年 III ストックオプション	平成22年 I ストックオプション	平成22年 II ストックオプション	平成22年 III ストックオプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	430,000	38,000	24,000	435,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	13,000	10,000	4,000
失効	—	2,000	—	—
未行使残	430,000	23,000	14,000	431,000

	平成23年 I ストックオプション	平成23年 II ストックオプション	平成23年 III ストックオプション	平成24年 I ストックオプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	30,000
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	30,000
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	36,000	26,000	435,000	—
権利確定	—	—	—	30,000
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	2,000
未行使残	36,000	26,000	435,000	28,000

	平成24年 II ストックオプション
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	—
付与	49,000
失効	—
権利確定	49,000
未確定残	—
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	49,000
権利行使	—
失効	—
未行使残	49,000

② 単価情報

	平成17年 ストックオプション	平成18年 I ストックオプション	平成18年 II ストックオプション	平成18年 III ストックオプション
権利行使価格 (円)	2,685	1	1	3,211
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	2,932	2,932	435

	平成19年 I ストックオプション	平成19年 II ストックオプション	平成19年 III ストックオプション	平成20年 I ストックオプション
権利行使価格 (円)	1	1	3,446	1
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	3,063	3,063	420	2,865

	平成20年 II ストックオプション	平成20年 III ストックオプション	平成21年 I ストックオプション	平成21年 II ストックオプション
権利行使価格 (円)	1	3,100	1	1
行使時平均株価 (円)	2,230	—	2,145	2,235
公正な評価単価 (付与日) (円)	2,865	426	2,115	2,115

	平成21年 III ストックオプション	平成22年 I ストックオプション	平成22年 II ストックオプション	平成22年 III ストックオプション
権利行使価格 (円)	2,355	1	1	2,190
行使時平均株価 (円)	—	2,261	2,222	2,229
公正な評価単価 (付与日) (円)	394	1,749	1,749	245

	平成23年 I ストックオプション	平成23年 II ストックオプション	平成23年 III ストックオプション	平成24年 I ストックオプション
権利行使価格 (円)	1	1	2,254	1
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	1,718	1,718	211	2,119

	平成24年 II ストックオプション
権利行使価格 (円)	1
行使時平均株価 (円)	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	2,119

4. ストックオプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成24年ストックオプションについての公正な評価単価の見積方法は、以下のとおりであります。

①使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

②主な基礎数値及び見積方法

	平成24年 I ストックオプション	平成24年 II ストックオプション
株価変動性 (注) 1	25.310%	25.310%
予想残存期間 (注) 2	4.5年	4.5年
予想配当 (注) 3	60円/株	60円/株
無リスク利子率 (注) 4	0.188%	0.188%

(注) 1. 4年6か月(平成20年2月18日から平成24年8月20日まで)の週次株価終値に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。

3. 平成24年3月期中間及び平成24年3月期末の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

5. ストックオプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
繰延税金資産		
減価償却費	18,221百万円	18,000百万円
退職給付引当金	16,323	16,311
未払費用	10,791	7,216
未払事業税	1,327	962
繰越欠損金	46,854	<u>39,988</u>
その他	13,282	14,611
繰延税金資産小計	106,798	<u>97,088</u>
評価性引当額	<u>△29,189</u>	<u>△30,542</u>
繰延税金資産合計	77,609	<u>66,546</u>
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△1,288	△1,359
留保利益	△6,006	△9,898
圧縮記帳積立金	△3,884	△3,840
前払年金費用	△1,218	△1,335
その他	△6,422	△7,148
繰延税金負債合計	<u>△18,818</u>	<u>△23,580</u>
繰延税金資産の純額	<u>58,791</u>	<u>42,966</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
法定実効税率	40.54%	<u>38.01%</u>
(調整)		
試験研究費等の法人税額特別控除	△2.55	<u>△2.11</u>
評価性引当額	△6.42	<u>△0.08</u>
繰越欠損金の期限切れ	9.01	<u>5.58</u>
のれん償却費	4.59	<u>3.36</u>
その他	△2.32	<u>2.32</u>
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	5.39	—
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>48.24</u>	<u>47.08</u>

(資産除去債務関係)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいことから、注記を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいことから、注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、最高経営意思決定機関が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものがあります。

当社は、ビューティケア事業、ヒューマンヘルスケア事業、ファブリック&ホームケア事業（総称して、コンシューマープロダクツ事業）及びケミカル事業の4つの事業ユニットを基本にして組織が構成されており、各事業ユニット単位で、日本及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、「ビューティケア事業」、「ヒューマンヘルスケア事業」、「ファブリック&ホームケア事業」及び「ケミカル事業」の4つを報告セグメントとしております。

各報告セグメントの主要な製品は、以下のとおりであります。

報 告 セ グ メ ン ト		主 要 製 品	
コンシューマー プロダクツ事業	ビューティケア事業	プレステージ化粧品	カウンセリング化粧品、セルフ化粧品
		プレミアムスキンケア製品	化粧石けん、洗顔料、全身洗剤
		プレミアムヘアケア製品	シャンプー、リンス、ヘアスタイリング剤、ヘアカラー
	ヒューマンヘルスケア事業	フード&ビバレッジ製品	飲料
		サニタリー製品	生理用品、紙おむつ
		パーソナルヘルス製品	入浴剤、歯みがき・歯ブラシ、メンズプロダクツ
ファブリック&ホームケア事業	ファブリックケア製品	衣料用洗剤、洗濯仕上げ剤	
	ホームケア製品	台所用洗剤、住居用洗剤、掃除用紙製品、業務用製品	
ケミカル事業	油脂製品	油脂アルコール、油脂アミン、脂肪酸、グリセリン、業務用食用油脂	
	機能材料製品	界面活性剤、プラスチック用添加剤、コンクリート用高性能減水剤	
	スペシャルティケミカルズ製品	トナー・トナーバインダー、インクジェットプリンターインク用色材、香料	

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの利益は、営業利益の数値であります。

セグメント間の内部売上高又は振替高は、主に市場価格や製造原価に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						調整額 (注1)	連結 財務諸表 計上額
	コンシューマープロダクツ事業				ケミカル 事業	合計		
	ビューティ ケア事業	ヒューマン ヘルスケア 事業	ファブリック &ホーム ケア事業	小計				
売上高								
(1) 外部顧客への売上高	537,938	181,758	285,645	1,005,341	210,755	1,216,096	—	1,216,096
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	—	—	—	—	36,880	36,880	△36,880	—
計	537,938	181,758	285,645	1,005,341	247,635	1,252,976	△36,880	1,216,096
セグメント利益 (営業利益)	15,412	14,630	55,544	85,586	23,001	108,587	3	108,590
セグメント資産	496,177	99,535	128,858	724,570	194,583	919,153	72,119	991,272
その他の項目								
減価償却費（注2）	37,766	7,926	9,794	55,486	11,648	67,134	—	67,134
持分法適用会社への 投資額	1,780	1,083	1,239	4,102	2,180	6,282	—	6,282
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額（注3）	13,106	11,520	12,219	36,845	10,333	47,178	—	47,178

（注） 1. 調整額は以下のとおりです。

- (1) セグメント利益の調整額3百万円には、セグメント間取引に係るたな卸資産の調整額等が含まれております。
- (2) セグメント資産の調整額72,119百万円には、当社の金融資産78,742百万円及び報告セグメント間の債権の相殺消去等△6,623百万円が含まれております。
2. 減価償却費には、のれんの償却額を含んでおりません。
3. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、長期前払費用の増加額が含まれております。

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						調整額 (注1)	連結 財務諸表 計上額
	コンシューマープロダクツ事業				ケミカル 事業	合計		
	ビューティ ケア事業	ヒューマン ヘルスケア 事業	ファブリック &ホーム ケア事業	小計				
売上高								
(1) 外部顧客への売上高	444,425	151,977	236,748	833,150	179,445	1,012,595	—	1,012,595
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	—	—	—	—	28,626	28,626	△28,626	—
計	444,425	151,977	236,748	833,150	208,071	1,041,221	△28,626	1,012,595
セグメント利益 (営業利益)	21,821	11,548	51,368	84,737	16,813	101,550	17	101,567
セグメント資産	<u>466,279</u>	112,751	143,177	<u>722,207</u>	217,046	<u>939,253</u>	91,094	<u>1,030,347</u>
その他の項目								
減価償却費（注2）	26,365	6,410	6,669	39,444	10,626	50,070	—	50,070
持分法適用会社への 投資額	2,660	1,010	1,194	4,864	1,736	6,600	—	6,600
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額（注3）	11,693	8,830	8,701	29,224	12,705	41,929	—	41,929

（注） 1. 調整額は以下のとおりです。

- (1) セグメント利益の調整額17百万円には、セグメント間取引に係るたな卸資産の調整額等が含まれております。
- (2) セグメント資産の調整額91,094百万円には、当社の金融資産111,393百万円及び報告セグメント間の債権の相殺消去等△20,299百万円が含まれております。
2. 減価償却費には、のれんの償却額を含んでおりません。
3. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、長期前払費用の増加額が含まれております。

【関連情報】

「2. 地域ごとの情報」において、平成24年3月期までアジアに含めていたオーストラリア及びニュージーランドの売上高・有形固定資産は、当連結会計年度より米州へ組み替えております。比較のため、前連結会計年度も組み替えて表示しております。

I 前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

報告セグメントと同一区分のため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高 (単位：百万円)

日本	アジア	米州	欧州	計
887,100	132,994	93,116	102,886	1,216,096

(2) 有形固定資産 (単位：百万円)

日本	アジア	米州	欧州	計
190,317	29,484	6,992	13,785	240,578

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

II 当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

報告セグメントと同一区分のため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高 (単位：百万円)

日本	アジア	米州	欧州	計
690,518	130,213	93,358	98,506	1,012,595

(2) 有形固定資産 (単位：百万円)

日本	アジア	米州	欧州	計
187,524	40,654	9,350	14,816	252,344

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント						調整額	連結 損益計算書 計上額
	コンシューマープロダクツ事業				ケミカル 事業	合計		
	ビューティ ケア事業	ヒューマン ヘルスケア 事業	ファブリック &ホーム ケア事業	小計				
減損損失	192	90	137	419	2	421	—	421

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						調整額	連結 損益計算書 計上額
	コンシューマープロダクツ事業				ケミカル 事業	合計		
	ビューティ ケア事業	ヒューマン ヘルスケア 事業	ファブリック &ホーム ケア事業	小計				
減損損失	77	—	—	77	5	82	—	82

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						調整額	連結 財務諸表 計上額
	コンシューマープロダクツ事業				ケミカル 事業	合計		
	ビューティ ケア事業	ヒューマン ヘルスケア 事業	ファブリック &ホーム ケア事業	小計				
当期償却額	12,664	—	—	12,664	—	12,664	—	12,664
当期末残高	165,614	—	—	165,614	—	165,614	—	165,614

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						調整額	連結 財務諸表 計上額
	コンシューマープロダクツ事業				ケミカル 事業	合計		
	ビューティ ケア事業	ヒューマン ヘルスケア 事業	ファブリック &ホーム ケア事業	小計				
当期償却額	9,718	—	—	9,718	—	9,718	—	9,718
当期末残高	159,165	—	—	159,165	—	159,165	—	159,165

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	
1株当たり純資産額	1,031.08円	1株当たり純資産額	<u>1,116.61円</u>
1株当たり当期純利益	100.46円	1株当たり当期純利益	<u>101.12円</u>
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	100.43円	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	<u>101.08円</u>

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	549,704	<u>596,083</u>
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	11,675	13,384
(うち新株予約権)	(1,238)	(1,294)
(うち少数株主持分)	(10,437)	(12,090)
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	538,030	<u>582,699</u>
普通株式の発行済株式数 (千株)	526,213	526,213
普通株式の自己株式数 (千株)	4,402	4,368
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数 (千株)	521,810	521,844

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益 (百万円)	52,435	<u>52,765</u>
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	52,435	<u>52,765</u>
期中平均株式数 (千株)	521,936	521,824
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数 (千株)	183	212
(うち新株予約権)	(183)	(212)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概 要	平成17年6月29日定時株主総会 決議ストックオプション (新株予約権 738個) 普通株式 738千株	平成18年6月29日定時株主総会 決議ストックオプション (新株予約権 296個) 普通株式 296千株
	平成18年6月29日定時株主総会 決議ストックオプション (新株予約権 337個) 普通株式 337千株	平成19年6月28日定時株主総会 決議ストックオプション (新株予約権 322個) 普通株式 322千株
	平成19年6月28日定時株主総会 決議ストックオプション (新株予約権 361個) 普通株式 361千株	平成20年6月27日定時株主総会 決議ストックオプション (新株予約権 442個) 普通株式 442千株

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
	平成20年6月27日定時株主総会 決議ストックオプション (新株予約権 442個) 普通株式 442千株	平成21年6月26日定時株主総会 決議ストックオプション (新株予約権 430個) 普通株式 430千株
	平成21年6月26日定時株主総会 決議ストックオプション (新株予約権 430個) 普通株式 430千株	平成23年6月29日定時株主総会 決議ストックオプション (新株予約権 435個) 普通株式 435千株
	平成22年6月29日定時株主総会 決議ストックオプション (新株予約権 435個) 普通株式 435千株	
	平成23年6月29日定時株主総会 決議ストックオプション (新株予約権 435個) 普通株式 435千株	

(重要な後発事象)

平成25年2月5日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、平成25年2月6日から平成25年4月26日までに、当社普通株式を、株式の総数12,500千株または取得価額の総額30,000百万円を限度として取得することを決議しました。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
花王株式会社	第2回無担保社債	平成18年8月11日	49,999	50,000 (50,000)	1.91	なし	平成25年6月20日
合 計	—	—	49,999	50,000 (50,000)	—	—	—

注) 1. () 内書は、1年以内の償還予定額であります。

2. 連結決算日後5年以内の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
50,000	—	—	—	—

【借入金等明細表】

区 分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	2,060	3,115	3.41	—
1年以内に返済予定の長期借入金	5	7	—	—
1年以内に返済予定のリース債務	805	796	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	50,049	50,066	0.57	平成26～32年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	6,516	6,007	—	平成26～36年
その他有利子負債				
流動負債「その他」（預り金）	6,528	3,332	0.40	—
固定負債「その他」（長期預り金）	6,008	6,002	0.10	—
合 計	71,971	69,325	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年以内の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	20,007	20,010	13	10,013
リース債務	1,159	785	732	674

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の総額に重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

(2) 【その他】

①当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	294,530	608,976	1,012,595
税金等調整前四半期(当期)純利益金額(百万円)	21,834	54,699	102,304
四半期(当期)純利益金額(百万円)	15,676	35,861	<u>52,765</u>
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	30.04	68.72	<u>101.12</u>

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期(注)
1株当たり四半期純利益金額(円)	30.04	38.68	<u>32.39</u>

(注) 当社及び3月決算であった連結対象会社は、平成24年10月1日から平成24年12月31日までの3か月間を、12月決算の連結対象会社は、平成24年7月1日から平成24年12月31日までの6か月間を、それぞれ会計期間としております。

②決算日後の状況

特記事項はありません。

③訴訟

当社グループが当事者になっている係争中の訴訟が存在するものの、当社グループの経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼすものはないと考えております。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日（中間配当）、12月31日（期末配当）
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取・買増手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部（特別口座の口座管理機関） 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社（特別口座の口座管理機関） — 無料
公告掲載方法	電子公告とする。ただし事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 （公告掲載URL http://www.kao.com/jp/corp_ir/investors.html ）
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1. 平成24年6月28日開催の第106期定時株主総会において、定款一部変更の件が決議され、事業年度の末日が3月31日から12月31日に変更されました。これに伴い、第107期事業年度については、平成24年4月1日から平成24年12月31日までの9か月となりました。また、第107期事業年度は平成24年9月30日を基準日として中間配当を実施いたしました。
2. 特別口座以外の振替口座に記録された単元未満株式の買取り・買増しに関する取り扱いは、振替口座を開設した金融商品取引業者等の口座管理機関を通じて行うものとなっております。
3. 当社定款の定めにより、当社の株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
 - (4) 単元未満株式の売り渡しを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書	事業年度 (第106期)	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成24年6月28日 関東財務局長に提出
(2) 内部統制報告書及びその添付書類			平成24年6月28日 関東財務局長に提出
(3) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書	事業年度 (第105期)	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	平成25年3月11日
	事業年度 (第106期)	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成25年3月11日 関東財務局長に提出
(4) 四半期報告書及び確認書	(第107期 第1四半期)	自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日	平成24年8月9日
	(第107期 第2四半期)	自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日	平成24年11月14日 関東財務局長に提出
(5) 臨時報告書	金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書		平成24年6月29日
	金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（株式報酬型ストックオプションの付与）の規定に基づく臨時報告書		平成24年7月25日 関東財務局長に提出
(6) 臨時報告書の訂正報告書	平成24年7月25日提出上記(4)の臨時報告書（株式報酬型ストックオプションの付与）に係る訂正報告書		平成24年8月24日 関東財務局長に提出
(7) 自己株券買付状況報告書		報告期間 自 平成25年2月1日 至 平成25年2月28日	平成25年3月14日 関東財務局長に提出

(8) 訂正発行登録書

平成24年 6 月28日

平成24年 6 月29日

平成24年 7 月25日

平成24年 8 月 9 日

平成24年 8 月24日

平成24年11月14日

平成25年 3 月11日

関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成25年12月2日

花王株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 川上 豊 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川島 繁雄 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている花王株式会社の平成24年4月1日から平成24年12月31日までの連結会計年度の訂正後の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、花王株式会社及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、連結財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の連結財務諸表に対して平成25年3月19日に監査報告書を提出した。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年12月5日
【会社名】	花王株式会社
【英訳名】	Kao Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 澤田 道隆
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋茅場町一丁目14番10号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成25年3月26日に提出いたしました第107期（自平成24年4月1日 至平成24年12月31日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しています。

3 評価結果に関する事項

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすことになり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、平成24年12月31日時点での財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

平成25年度第4四半期において、当事業年度から始まる連結納税の申告準備をしている段階で、対象となる連結納税期間の取り違いによる誤りを発見し、繰延税金資産の計上額を修正する必要があることが判明しました。

この事実は、法人税法等の精読不足、納税額算出手続きの精査不足が原因であったことによるもので、当社の繰延税金資産の算出プロセスに関する内部統制が不十分であり、連結納税期間の取り違いを発見できなかったと認識しています。

当社は内部統制を一層充実させるため、経験のない新制度を導入する場合は、以下の点を実行してまいります。

- 1) 十分な理解と手続の精査を実施する。
- 2) 必要に応じて経験を有する複数の第三者に意見を求める。
- 3) 法律・法令等による変更の場合は、必要に応じて関係当局への事前相談を実施する。